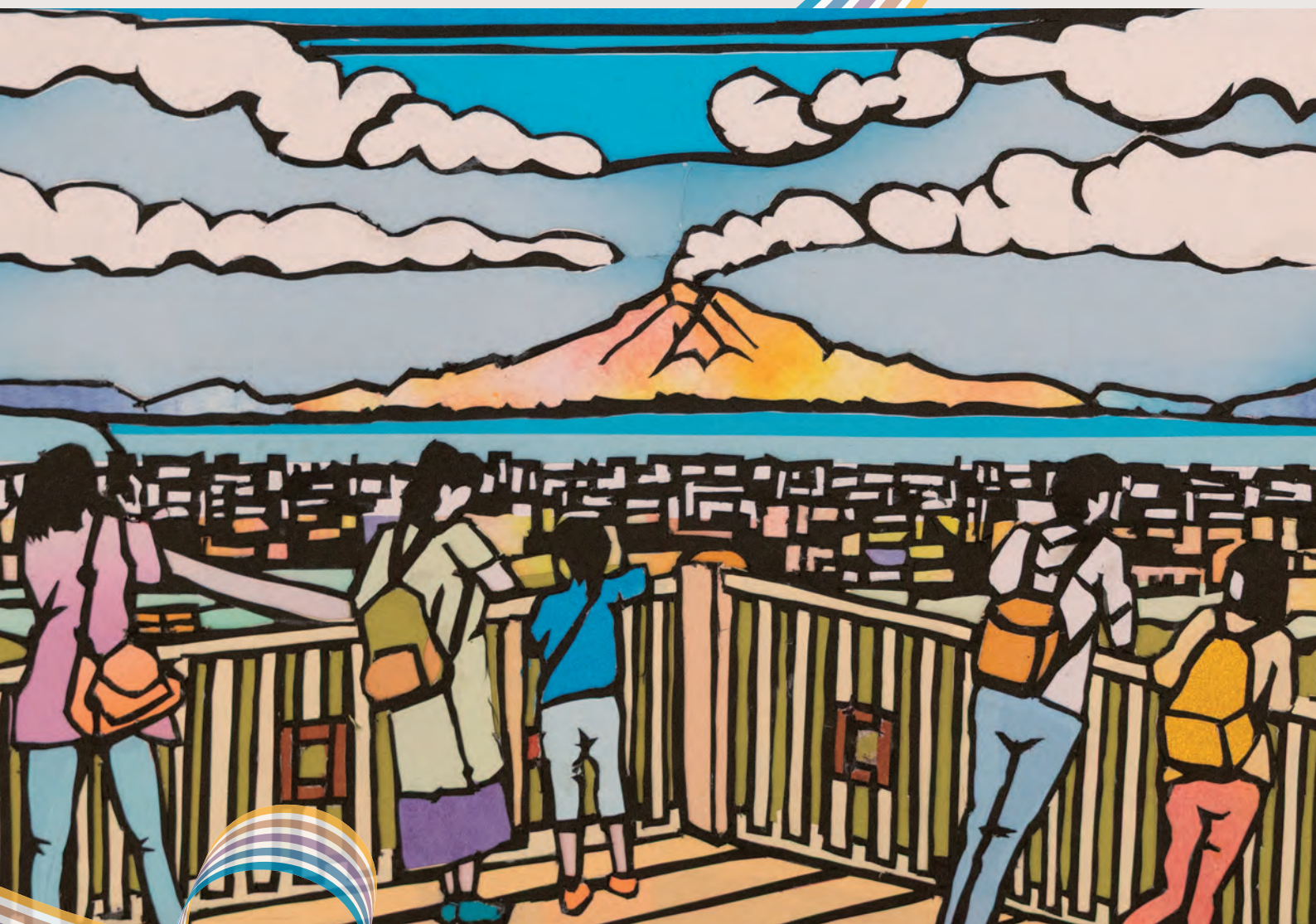


SOSHIN DISCLOSURE 2026

営業レポート



西牟田 耕博「高倉展望台(さえずりの森)」(切り絵)

鹿児島相互信用金庫

CONTENTS / 目次

ごあいさつ	1	業務内容のご案内	23
当金庫の概要	2	預金業務	23
基本方針	2	融資業務	23
経営方針	2	内国為替業務	23
新中期経営計画(2024年度～2026年度)の概要	3	信託代理業務	23
組織図	4	証券業務	23
役員等	5	国際業務	23
職員数	5	その他の業務	23
総代会	6	サークル活動	24
当金庫の考え方	8	沿革	25
＜そうしん＞の地域社会貢献とその取組み	8	信用金庫と信金中央金庫	26
中小企業の経営の改善及び		資料編	27
地域の活性化のための取組みの状況	10	店舗一覧	75
経営者保証に関する取組方針及び		店外ATM一覧表	77
「経営者保証ガイドライン」への取組状況	12	営業地区と店舗配置	
地域の活性化に関する取組状況	13		
公益信託	15		
地域・社会貢献活動	16		
組織会・組織会活動	17		
リスク管理について	18		
コンプライアンス(法令等遵守)	19		
当金庫における苦情処理措置・			
紛争解決措置等の概要	22		

このディスクロージャー誌の内容は、信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づいて作成しております。なお、この基準のほか、当金庫独自の項目も掲載しております。

PROFILE

名 称／鹿児島相互信用金庫
本店営業部／鹿児島市泉町2番3号
本 部／鹿児島市与次郎一丁目6番30号
電話(099)259-5222(代)

創 立／昭和6年2月16日
店 舗 数／55店舗(代理店1店舗)
常勤役員数／558人

ごあいさつ

会員の皆さま、地域の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、鹿児島相互信用金庫に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。さて、第95期(2025年度)の業績がまとまりましたので、ここにご報告申し上げます。是非ともご高覧賜り、当金庫への理解を深めていただければ幸いです。

さて、令和7年度における日本経済は、大企業を中心とした企業収益や雇用環境の改善などで、緩やかな回復基調を辿りましたが、物価高に加え、中東をはじめとする海外の地政学リスクの影響が多方面に及びつつあります。

県内経済においては、原材料価格や燃料などの物価高騰や円安の影響を受けて、仕入価格の上昇に対して価格転嫁が進んでいないなど、収益環境は厳しい状況が続いており、当金庫に求められる役割は一層重要になってくるものと思われます。

このような中、地域事業者においては、今後も厳しい経営環境が続くと予想されるため、将来リスクに備えた予防的な貸倒引当金の積増しを行うこととし、当期純利益は損失を計上致しました。

そこで、今回の決算を真摯に受け止め、今後の健全で安定した経営に向けて、「抜本的で組織的な改革」を行うこととしました。このことで、継続した金融サービスの提供および将来にわたる地域や事業者への支援体制が整えられたものと考えております。

併せて、今後も地域、中小企業を取り巻く環境が目まぐるしく変化していく中、地域に根差す信用金庫の役割を発揮すべく、地域事業者の皆さまへの経営支援や価値向上への貢献、地域課題の解決の積極的推進に向けた施策を展開してまいります。

令和8年度におきましても、お客さま・地域社会のお役に立てよう、役職員一同、誠心誠意、励んでまいりますので、変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



令和8年6月

鹿児島相互信用金庫 理事長 永倉悦雄

当金庫の概要

基本方針

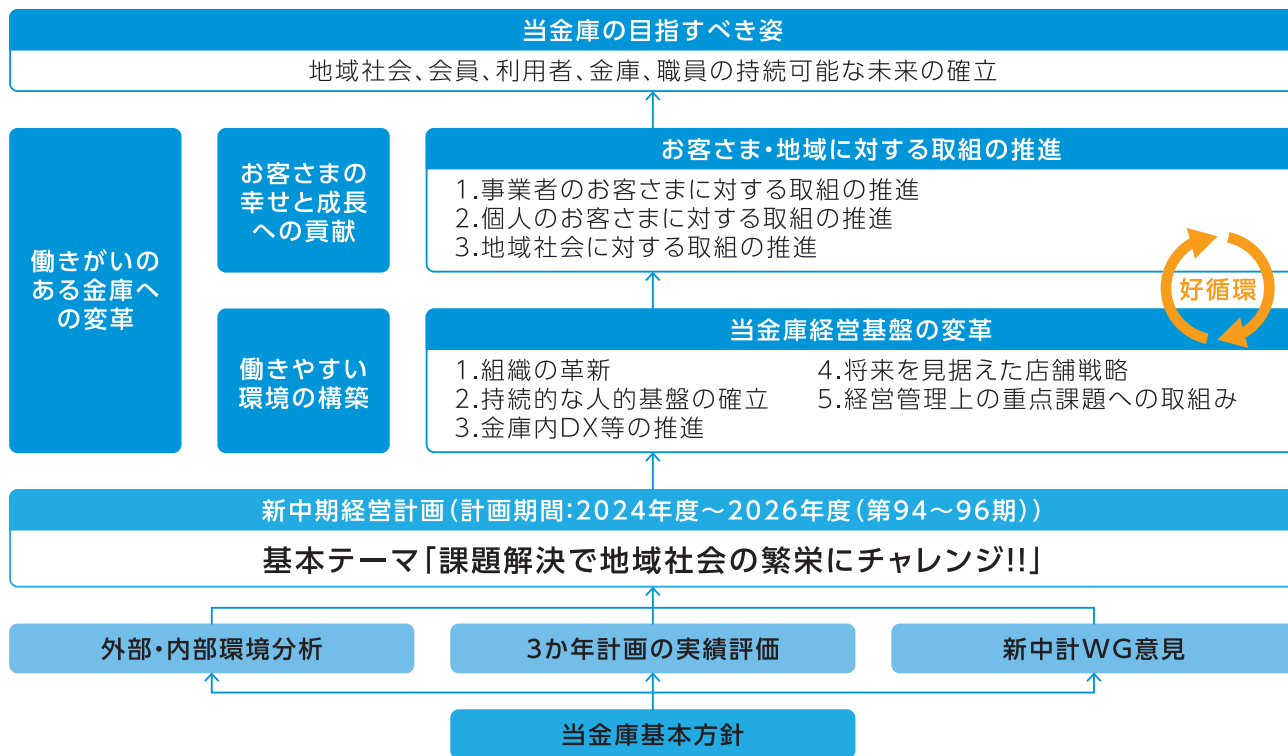
当金庫は金融業務を通じて、
地域社会の繁栄に奉仕し
日本経済の発展に貢献する。

経営方針

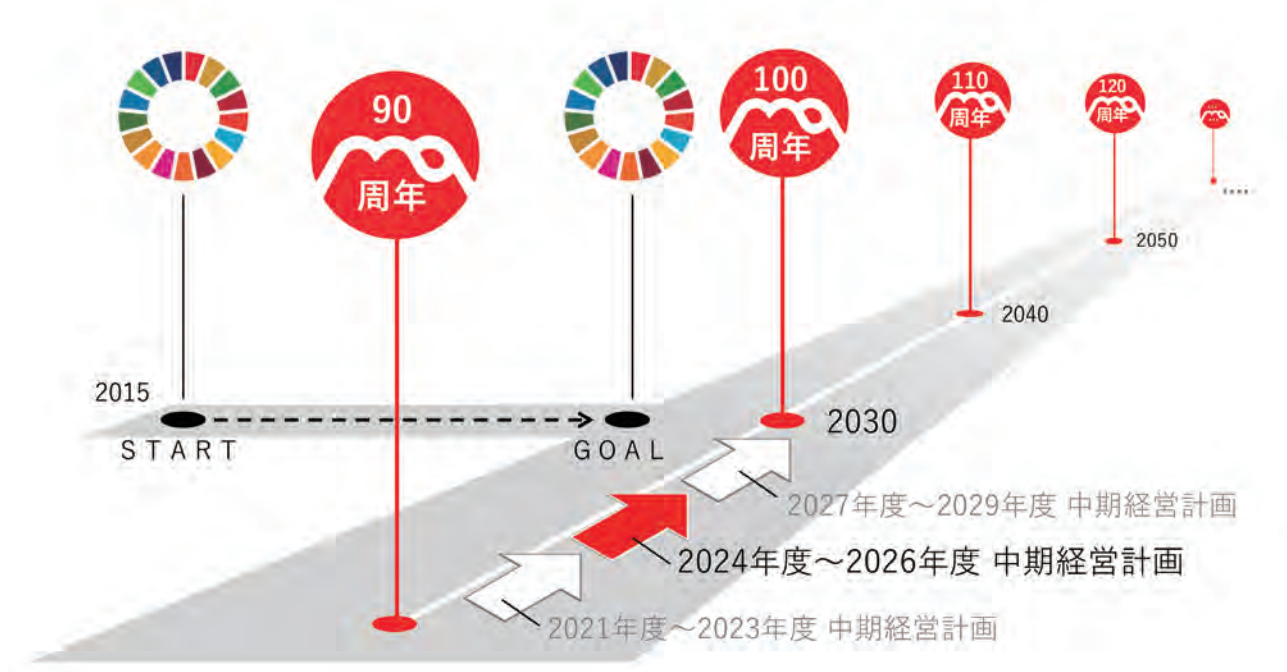
1. 経営の健全性を堅持し、金融機関の公共性を自覚して金庫の社会的信用を昂める。
2. 中小企業者並びに国民大衆の金融機関としての特性を発揮し、地域社会の経済的繁栄に貢献する。
3. 事業の安定成長のため自己資本の充実並びに資金量の増強を図る。
4. 組織機構の確立により、権限と責任を明確にする。
5. 全役職員の質的向上を図ると共に最良の労働環境を造成する。



新中期経営計画（2024年度～2026年度）の概要



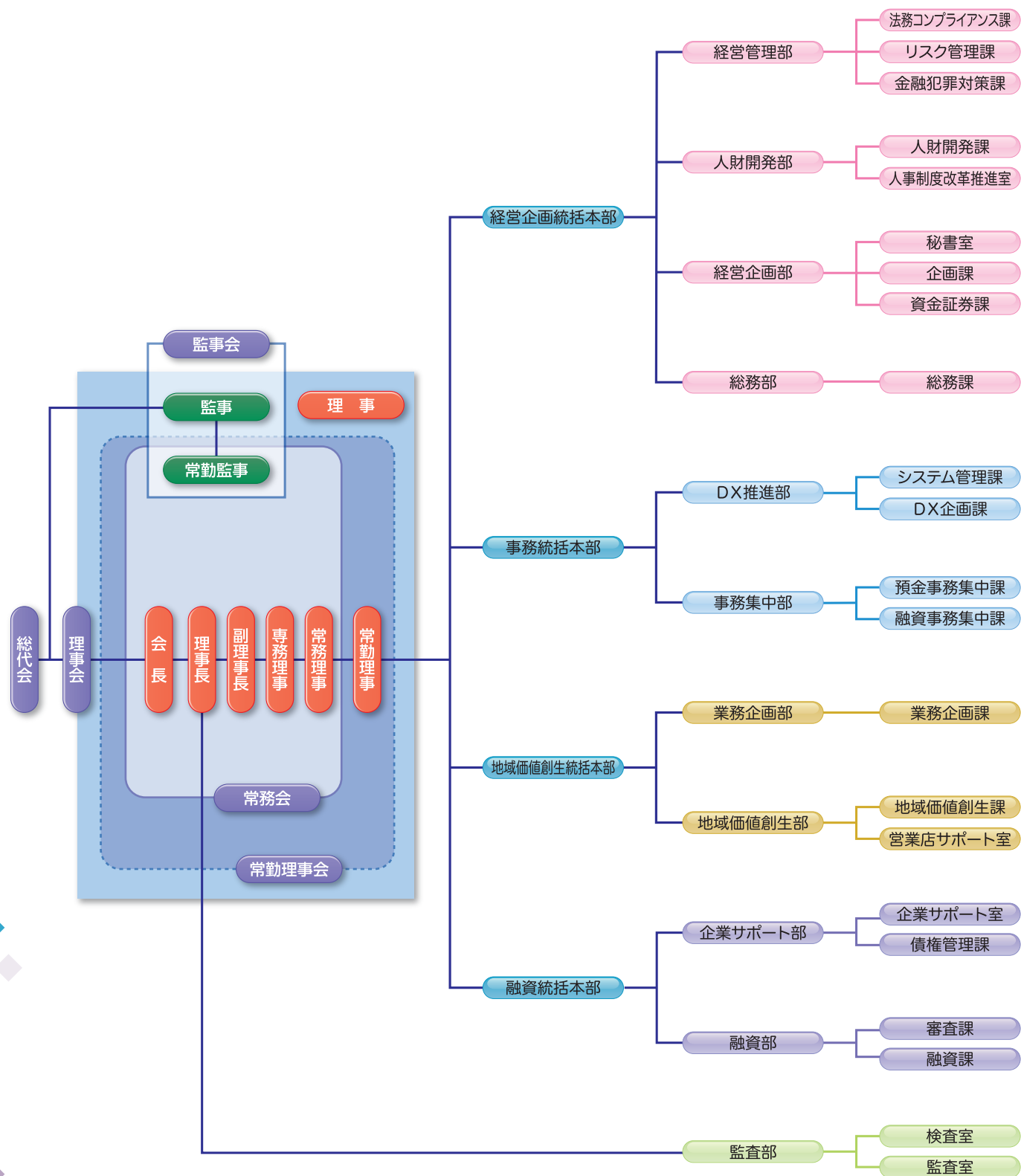
当金庫が創立100周年を迎える2030年はSDGsのゴールの年でもあります。SDGsでは「持続可能」を「将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在のニーズを満たす」と定義しており、当金庫は創立100周年、更にその先の未来において、将来の鹿児島県の個人・中小事業者が協同組織金融機関の機能を利用できるよう「持続可能な未来の確立」に向けた取組みを進めてまいります。



当金庫の概要

組織図

〈令和8年6月末現在〉



役員等

〈令和8年6月末現在〉



米森 勝志 永倉 悦雄 梶原 隆夫



理事会の様様

役員一覧

理事長 (代表理事) (総統括・監査部担当役員)	なが 永	くら 倉	えつ 悦	お 雄	理事 (監査部長)	しん 新	や 屋	しき 敷	たかし 隆
専務理事 (代表理事) (経営企画統括本部長)	よね 米	もり 森	かつ 勝	し 志	理事	つ 津	まがり 曲	さだ 貞	とし ※1 利
専務理事 (代表理事) (融資統括本部長)	かじ 梶	はら 原	たか 隆	お 夫	理事	たま 玉	がわ 川	こう 浩	いち ※1 一郎
常務理事 (地域価値創生統括本部長)	さか 坂	もと 元	あき 明	と 人	常勤監事	しば 芝	た 田	ひで 英	お 雄
常務理事 (地域価値創生統括副本部長兼地域価値創生部長)	お 小	がわ 川	よう 陽	ぞう 三	監事	なか 中	ぎき 崎	たか 隆	ほ 穂
理事 (事務統括本部長兼事務集中部長)	みず 水	ぐち 口	せい 正	りゅう 流	監事	いま 今	べつ 別	ふ 府	ひで き 英 樹
理事 (融資統括副本部長)	なか 中	さき 崎	かつ 克	き 樹	監事	いわ 岩	もと 元	ふみ 文	お 雄 ※2
理事 (経営管理部長)	すみ 住	もと 元	ふみ 文	かず 和	監事	さか 坂	ぐち 口	たけし 猛	※2
理事 (DX推進部長)	かみ 上	けん 健	じ 二	ろう 郎					

会計監査人

監査法人 北三会計社

※1 理事 津曲 貞利、理事 玉川 浩一郎は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 岩元 文雄、監事 坂口 猛は、信用金庫法第32条5項に定める員外監事です。

職員数

	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
男 性	374	356	351	347	347
女 性	200	201	197	200	200
合 計	574	557	548	547	547

当金庫の概要

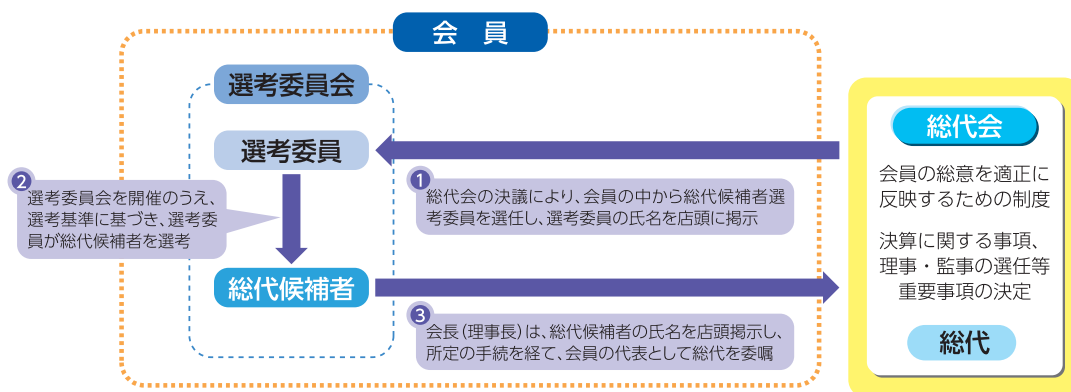
総代会

● 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



● 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。なお、年齢が満80歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとします。

総代の定数は、150人以上180人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

なお、令和8年3月31日現在の総代数は164人で会員数は78,453人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任します(異議申立ができます)。

(3) 総代候補者選考基準

① 資格要件

- ・ 当金庫の会員であること
- ・ 定款第3条に定める地区内(奄美市及び大島郡を除く鹿児島県一円と宮崎県都城市)に営業店舗を持つ銀行・当金庫を除く信用金庫・信用組合の役員あるいは総代に現に就任しておらず、かつ当金庫総代就任期間中はこれらに就任しないこと

② 適格要件

- ・ 地域における信望が厚く、総代候補者として相応しい人物であること
- ・ 金庫との取引が良好であり、かつ、事業者の場合は経営内容が良好であること
- ・ 金庫の経営理念をよく理解していること

● 総代・会員の皆さまからのご意見・ご要望について

当金庫では、総代会に限定することなく、総代の皆さまとのブロック別懇談会を実施しております。また、お客さま満足度調査や役職員による日々の訪問活動など、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代の皆さまとのブロック別懇談会の模様

● 第95期通常総代会

令和8年6月26日、第95期通常総代会が開催され、次の報告事項および決議事項が原案どおり承認されました。
(総代163名/出席総代数109名、委任状によるもの50名、欠席4名)

(1) 報告事項

第95期(令和7年4月1日から令和8年3月31日)
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 会員除名の件
- 第3号議案 所在不明会員除名の件
- 第4号議案 監事改選の件
- 第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



総代会の様様

● 総代の皆さま

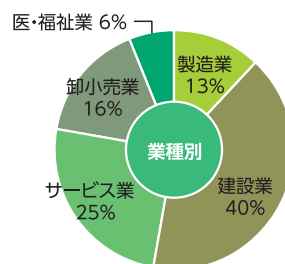
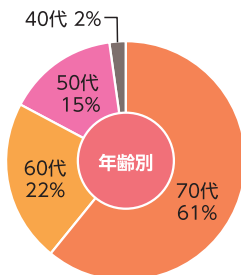
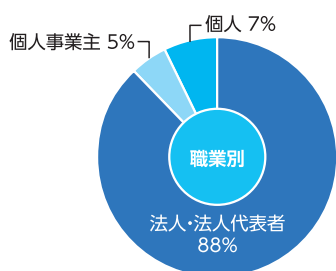
(順不同、敬称略。丸数字は総代の就任回数) 令和8年7月1日現在

1区 鹿児島北部、桜島 定数/31名 総代数/31名 徳永 進⑩ 峯元 時秀⑧ 寺田 昭博⑥ 篤 俊治⑥ 黒木 一正⑥ 内村 二郎⑤ 大津 学③ 大福 裕美子③ 原田 勝弘① 福元 弘和④ 八反田 淳一① 山下 三秀⑥ 濱田 尚夫⑥ 濱田 秀則④ 中村 英幸④ 有嶋 隆司⑬ 吉崎 和穂⑨ 中山 高士③ 松田 賀光② 壽福 和彦① 中西 智也① 岩尾 昌朗⑤ 船倉 俊治④ 上之園 誠① 井上 恒治⑤	2区 鹿児島市南部 定数/36名 総代数/34名 本藏 高德③ 上原 徳正④ 森山 和文② 坂上 多賀雄② 武盛 秀幸⑥ 野添 導博③ 江藤 正幸⑦ 下柿 元修③ 柳元 尚喜③ 濱田 勇一郎① 久木田 総一④ 松村 京晴② 三谷 貴夫② 小牧 隆① 亀澤 秀樹④ 岡村 謙② 柴田 大輔① 西川 晃央② 長友 昌彦① 二石 力⑤ 楠江 重清③ 向江 衛① 野村 清隆① 坪内 己喜男④	3区 薩摩半島、長島 定数/36名 総代数/33名 川邊 信也④ 迫田 修① 茅切 達史① 内村 孝幸⑦ 東垂水 正昭② 横山 正一① 米森 秀徳③ 上田 聖治② 高田 稔② 前蘭 満① 大竹山 健⑦ 杉木 和子④ 小原 宜浩③ 佐藤 俊一② 宮下 隆雄⑪ 八幡 秀樹③ 水溜 政典⑦ 中本 拓治⑤ 永田 芳道⑤ 松野 禎久⑤ 橋口 良一⑨ 君野 建也⑥ 今村 次典⑥ 大園 貴文⑥	富ヶ原 達郎② 中間 重春① 丸山 悟⑨ 奥 章三② 濱田 信行⑥ 藤岡 隆彦① 濁永 敏弘④ 二町 一成② 西蘭 修② 下園 満⑪ 岩崎 益男⑧ 中村 健二⑤ 上釜 孝一④ 福永 光伸② 岩崎 孝和⑦ 池島 信一④ 前田 健二① 仙 隆洋⑥ 田下 豊③ 神 孝輔② 諏訪 義則⑤ 木原 清② 木場 盛② 鶴長 親雄⑥ 長山 正盛②	4区 大隅半島、霧島市、始良市 定数/44名 総代数/43名 鎌田 善政⑬ 家村 信弘④ 岩崎 一美② 高木 治邦② 植木 春生⑤ 山下 正男② 有村 仁① 堂園 健二⑦ 改田 祐二① 中島 仁⑤ 益留 福一④ 小園 文男② 田代 啓太② 佐藤 正己⑧ 鶴田 義昌⑤ 下曾小川省一③ 三浦 優⑨ 五代 敏海② 上村 裕治① 吉留 一幸⑥ 久徳 博文⑥ 村岡 博文② 嶽野 勝郎① 下小野田隆⑦	中野 三郎② 西元 勇② 松元 俊文⑦ 松原 政文⑤ 川野 淳一② 児島 隆典⑨ 金沢 隆志② 谷口 芳久⑦ 田中 幹雄③ 池田 徹⑩ 山下 幸一⑦ 宇都健三郎② 西ノ原庄一② 下ノ堀隆史⑥ 竹之内 信一② 岩切 隆美① 殿園 昭男⑤ 君付 忠和② 中村 隆一郎①	5区 薩摩川内市、種子島 定数/33名 総代数/27名 山田島 稔⑨ 木原 清八郎⑨ 中俣 知大⑨ 小田原 浩③ 平野 謙二② 植村 一② 田島 賢一⑨ 平野 哲寛⑦ 帶田 博美② 小城 年久⑨ 福山 征志② 吉満光 二郎① 田中 純貴⑨ 押野 典生⑨ 吉元 勇⑦ 福井 清信⑥ 里村 明紀② 山下 真介① 石橋 正澄⑧ 松本 昭博⑥ 木下 隆博① 寺田 榮一郎④ 山中 強②
--	---	--	--	---	--	--

※上記総代の方々には、個人情報の第三者への開示について、事前に同意をいただいて公表しております。

● 総代の属性等別構成比

*業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。



～〈そうしん〉は地域に、あなたに、 元気を発信しています～

〈そうしん〉の

地域経済活性化への取組みについて

〈そうしん〉は、奄美市及び大島郡を除く鹿児島県一円と宮崎県都城市を営業地区として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに貸出を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、地域の行事への参加や文化振興及び奉仕活動を行い、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

〈そうしん〉の貸出金運営についての考え方

当金庫は、地域金融機関として地域の中小企業や地域社会の繁栄に貢献することが信用金庫の使命であると考えております。貸出にあたっては、より多くのご利用をいただくために、小口多数取引をコンセプトに営業地区内の中小企業や個人の幅広い資金需要に積極的に取り組み、的確で迅速に対応することを基本姿勢としております。

貸出審査に際しましては、皆さまの大事な資金が地域社会、企業経営に有効に活用されるよう安全性、健全性、成長性等厳正に審査しております。

これからも貸出資産の健全性の堅持、向上に努め地域金融機関としての理念実現に邁進してまいります。

お客さまからお預入れいただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズにお応えし、地域経済活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しております。

～貸出金以外の運用について～ 有価証券残高/77,404百万円

貸出金以外の資金は、預金積金の払い戻しに対応するため、信金中央金庫への預け金や、有価証券(国債や公社債等)で運用しています。有価証券については、適切なリスク管理のもとに分散投資しています。

〈そうしん〉では、中小企業の経営支援をはじめ、地域活性化のため様々な支援を行っております。

- 創業支援
- 成長支援
- 事業承継支援
- 経営改善支援
- 地域創生支援

出資金

会員数
78,453人
出資金残高
6,994百万円

地域のお客さま・ 会員のみなさま



貸出金

貸出金残高
375,567百万円
預金積金に占める
貸出金の割合
64.39%

支援 サービス

預金積金

預金積金残高
583,187百万円

〈そうしん〉では、地域のお客さまの着実な資産形成のお手伝いをさせていただくため、様々な商品をご用意し、サービスの一層の充実に努めております。

(令和8年3月末現在)

鹿児島相互信用金庫



本店営業部／鹿児島市泉町2番3号 本部／鹿児島市与次郎一丁目6番30号

創立／昭和6年2月16日

常勤役員数／558人

店舗数／55店舗(代理店1店舗)

組織会 活動

地域・社会 貢献活動

地域行事への参加や文化振興及び奉仕活動等に積極的に取り組んでいます。

地域活性化に向けた取り組みとして「そうしんまちづくり振興基金」を平成2年に創設し、毎年まちづくり事業へお手伝いをさせていただいております。

- 三紘会
事業主や会社経営者の方々と構成される団体です。
- ブレン“21”
若手経営者の方々と構成される団体です。
- パールレディ会
女性会員で構成される団体です。
- 杉の子会
若い世代の方々と構成される団体です。
- おもと会
年金受給者の会員で構成される団体です。
- 信ちゃん友の会
金庫のOB・OGで構成される団体です。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

● 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は、金融業務を通じて「地域社会の繁栄に奉仕する」という基本方針のもと、地域の中小企業および個人のお客さまへ安定した資金供給を行うこと、そして非金融面においても地域の活性化のための各種事業を積極的に展開することが、地域金融機関として最も重要な社会的使命と考え、あらゆる方面から取り組んでおります。

● 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

地域金融の円滑化のための基本方針、管理規程等を制定し、お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うために「金融円滑化推進チーム」を設置するとともに、お客さまからの相談窓口を設置し、地域金融の円滑化に取り組んでおります。

● 中小企業の経営支援に関する取組状況

1. 創業・新規事業開拓の支援

(1)「新規創業者等育成支援業務」の受託

平成25年7月から毎年度、鹿児島市の「新規創業者等育成支援業務」を受託し、同業務を行っています。令和7年度もソーホーかごしまの創業支援施設ヘインキュベーションマネージャー(当金庫職員)を常駐させ、独立、開業を目指す相談者への事業計画立案のアドバイスや経営面のサポート、創業期にある施設入居事業者の支援、市民向けのセミナー企画・開催(運営)などを行いました。

①新規創業者等育成支援業務における創業予定者や事業者への助言・アドバイス

項 目	令和7年度
相談件数	1,168件

②新規創業者等育成支援業務における創業者および融資実績

項 目	令和7年度
新規創業者数	99人
融資実績	63件／305百万円

(2)そうしん創業者倶楽部

当金庫は、平成28年8月、「創業予定者」や事業のライフステージの中で難しい時期にある「創業後3年以内の事業者」の支援、創業者支援を通じた地域経済の活性化を目的として「そうしん創業者倶楽部」を設立いたしました。

当金庫営業担当が定期的に創業者倶楽部会員を訪問する「創業アシスト訪問」を通じて創業期の課題解決のお手伝いを実施しております。

令和7年度の創業者倶楽部会員数は、34名となっております。

(3)創業・新事業支援実績

項 目	令和7年度
支援件数	187件
融資実績	55件／345百万円

2. 成長段階における本業支援

(1) 支援実績(中小企業支援施策活用を含む)

項 目	令和7年度
補助金活用	18件
売上・販路支援	102件
人材支援	66件
その他	254件

(2) 令和7年度の主な取り組み

① 鹿児島市主催「食のマッチング商談会」

鹿児島市の食料品製造業者を対象に販路拡大を行うため、そうしん×鹿児島市×鹿児島県よろず支援拠点で連携し、食料品製造業を対象としたビジネスマッチング商談会を開催しました。サプライヤー41社、バイヤー20社が参加し、組合せに基づいて商談を行う個別商談会方式で、合計217商談を実施しました。

②『FOOD STYLE JAPAN 関西2026』への出展

小規模事業者持続化補助金【共同・協業型】の第1回公募に当金庫が採択され、令和8年1月に開催された、食の大規模展示会『FOOD STYLE JAPAN 関西2026』に団体出展しました。

補助事業として、商品の魅力を言語化する技術の習得や視覚的に訴える販促物の作成支援等、取引先10社に対して販路拡大や販売力向上を目指す取り組みを実施しました。

③ 人材紹介支援

人口減少、少子高齢化による人手不足は、地域、企業にとって大きな課題となっています。当金庫は、地域企業の人材確保に向け、人材紹介支援を展開しております。令和7年度は、13社に対し管理職・副業・外国人介護人材など、合計13名の支援を行いました。



3. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

(1) 中小企業支援ネットワーク強化事業

当金庫は「かごしま中小企業支援ネットワーク」に支援機関として参加しています。

(2) お取引先への提言等による事業計画策定支援

営業店・企業サポート部連携により、お取引先との経営会議等における経営改善提案等を通じて、事業計画策定支援を実施しております。

(3) 外部機関との連携等

鹿児島県中小企業再生支援協議会等への相談促進を図り、経営改善計画策定やバンクミーティング等に積極的に参加しております。

4. 事業承継支援

お取引先の事業承継をサポートするため、事業承継相談、事業継続支援、事業承継セミナー等を行っております。

(1) そうしん事業承継アドバイザー制度

平成28年9月、事業承継に悩みや相談事を抱えているお取引先の課題を解決することを目的として、「そうしん事業承継アドバイザー制度」を創設いたしました。当金庫地域価値創生部や当金庫と連携する事業承継アドバイザー(※)等による無償経営アドバイス等のサポートを実施しております。

(※) そうしん事業承継アドバイザー

公認会計士、税理士、司法書士、中小企業診断士、社会保険労務士、建設業コンサルタント、フードプロデューサー、トータルコーディネーター等

(2) 令和7年度の実績

項 目	令和7年度
相談受付件数	94件
個別支援件数	30件

● 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ・お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
 - ・上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ・経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
 - ・お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ・事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ・お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

項 目	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	2,851件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	60.56%
保証契約を解除した件数	52件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

●地域の活性化に関する取組状況

1. SDGs(※)の取組み

(1)「そうしんSDGs宣言」

当金庫は、持続可能な地域社会の実現に貢献すること、SDGsの普及に努めることを目的として、平成30年10月、全国の信用金庫に先駆けて「SDGs宣言」を行いました。当該宣言に基づき、様々な取組みを展開しております。

《そうしんSDGs宣言》

そうしんは、「超・地域密着経営」の発想のもと、信用金庫が持つ機能を活かして、地域の困りごとと解決や持続可能性の向上に取り組んできました。その実績と経験をもとに、地域のための金融機関として、更なる地域の社会的・経済的課題の解決に取り組むとともに、環境保全活動へ貢献してまいります。また、地域の各主体とのパートナーシップの下、「SDGs(持続可能な開発目標)」の普及に努めてまいります。

【地域の社会的課題への取組み】

地域が抱える社会的課題に対して、当金庫が保有する様々な機能やネットワークを提供し、解決に向けた積極的な事業を展開いたします。

【地域の経済的課題への取組み】

地域が持つ資源を活かして、地域の産業、観光の活性化に取り組むとともに、金融支援や本業支援等を通じて、地域の皆さまが抱える経済面の課題に真摯に取り組んでまいります。

【地域の環境保全活動への貢献】

環境保全を推進する自治体や事業者等の皆さまの経営支援、事業展開支援を行うとともに、地域貢献活動への積極的な参加を通じて、地域の環境課題に取り組んでまいります。

(※) SDGs(エスディーゼーズ)

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために、2030年に向けて世界各国が合意した17の目標と169のターゲット。経済的、社会的、環境的側面に横断的に関わる課題を解決するために、政府・自治体などの公的セクターだけでなく、金融機関を含む民間企業の力が大いに求められています。



(2)大崎町SDGs推進協議会への参画

当金庫は、大崎町・慶應義塾大学SFC研究所との連携協定のもと、奨学金制度である「リサイクル未来創生プログラムの共同開発」など地域において先導的な活動を実施してまいりました。

これまでの取組みをさらに前に進め、「すべてのモノがリユース・リサイクルされて循環する町(=循環型社会)」を実現したいという大崎町の理念に賛同し、「大崎町SDGs推進協議会」へ参画しています。

(3)フコクしんらい生命との共同寄付スキームによる寄付金贈呈

当金庫およびフコクしんらい生命保険株式会社は、SDGsの達成に向けた取組みの強化、また信用金庫が所在する地域社会への貢献を目的として、保険販売を通じた共同寄付スキームの取組みを実施しています。

令和7年度には、同スキームにより「こども医療ネットワーク(鹿児島市)」に寄付金を贈呈いたしました。



(4)SDGs行動宣言策定支援サービスの取扱い開始

SDGsのゴールに向けた取組み、普及活動の一環として、取引先のSDGsに関する取組状況を分析、経営課題を発掘し、事業機会の創出やイメージ向上などのPR効果を目的としてサービスを開始しました。

令和7年度は、34社の取引先に対して、SDGs行動宣言の策定を支援しました。

(5)そうしんSDGs私募債の引受け及び寄贈式の開催

「そうしんSDGs私募債」は、当金庫を引受人としてお客さまが私募債を発行されるにあたり、当金庫等のお手続きにかかる手数料割引分を原資として、お客さまから自治体等へ寄贈・寄付を行っていただくものです。

令和7年度は6社の私募債引受けを行うとともに、発行を記念して寄贈式を開催しました。

2. 地域創生に関する取組み

(1) そうしん地域おこし研究所の設置と活動

平成29年8月、慶應義塾大学SFC研究所と「連携協力に係る覚書」を締結し、「そうしん地域おこし研究所」を創設しました。同研究所では、地域とのCSV(共通価値の創造)を目指し、地域創生等に関する研究活動を実施しています。

信用金庫らしい地域と一体となった地域創生の先進的な取組みの実現を目指した研究・開発を行い、実際に地域で実践・実装することで、地域・お客さま・当金庫の共通価値の創造を目指します。

(2) 奨学金パッケージの開発

そうしん地域おこし研究所と自治体が連携して提供する、若者の地元回帰、地域の子育て支援等を目的としたプログラムです。

本プログラムは、高校・大学等への進学時に発生する経済的負担と将来の不安軽減を図り、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるとともに、卒業後、全国各地で経験を深めた人材の地元回帰を促進することで、持続可能な地域づくりに貢献することを目的としております。

(3) 産学金連携事業

平成23年より地元学生の就職支援および地元中小企業の人材確保と魅力発信を目的として鹿児島国際大学との産学金連携事業を実施しております。15回目となる令和7年度は、受入企業16社、学生16名が参加しました。

(4) 霧島神宮駅周辺リニューアルプロジェクト光来-corai-

そうしん地域おこし研究所では、産官金連携事業「霧島神宮駅周辺リニューアルプロジェクト光来corai」に取り組んでいます。本プロジェクトは、地域と一体となって“駅”および“駅周辺地域”の賑わいを創出することを目的としています。令和7年8月2日(土)に「マタタビマルシェ 夕涼み市」が開催されました。



(5) キャッシュレス決済サービス「Payどん事業」への参画

当金庫は、地元金融機関4行庫が連携するキャッシュレス決済サービス「Payどん事業」に参画しております。キャッシュレス化の更なる普及や物価高騰の影響を受ける小売・サービス業などの事業者支援、商店街の活性化、地域における消費の喚起・下支えを行うことを目的に、県内自治体等と連携したデジタル地域振興券事業などで地域経済活性化に取り組んでおります。



公益信託

公益信託「そうしんまちづくり振興基金」は平成2年の創設以来、多くの方々にご利用いただき、35年間の助成実績は420件、155,257千円となりました。

今後も、鹿児島県内における「まちづくり」に関する諸事業の実施や活動に対する助成を行うことで、地域の振興と明るく豊かな地域社会の発展に貢献してまいります。

令和7年度は、9件3,700千円の助成をさせていただきました。

01 平佐西地区 コミュニティ協議会

平佐リバーパーク・パークゴルフ 備品整備事業

助成金額
500,000円

新たに整備された川内川天辰河川敷「平佐リバーパーク」において使用するパークゴルフ用クラブの備品整備事業です。大会のみならず、日常からの利用により、地域住民の交流の深耕や健康増進に寄与するものとして助成を決定しました。

02 出水市中央商店街協同組合 出水市栄町商店街協同組合

本町通り商店街街路灯フラッグ 設置事業

助成金額
200,000円

本町通り商店街の街路灯へ店舗名を記したフラッグを掲出する事業です。本町通りを訪れる地元住民や観光客などへの店舗認知度の向上や各店オリジナルのデザインフラッグの掲出により商店街の賑わいが創出され、活性化につながるものと判断して助成を決定しました。



03 野田地区子ども会 育成連絡協議会

子供用神輿製作事業

助成金額
500,000円

野田郷夏祭り子ども会が担ぐ神輿を製作する事業です。これまでの手作りでの神輿とは異なり、絢爛で耐久性にも優れた神輿とすることで神輿を同会の象徴的な位置づけとし、伝統行事として承継することで地域行事の活性化や郷土愛の醸成にも寄与するものとして助成を決定しました。

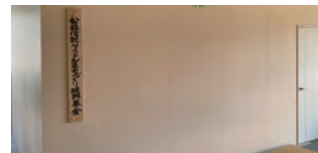


04 かなべ柔道志縁会

学習室開設事業

助成金額
300,000円

倉庫の2階にある柔道施設の一部を改修し、地元の子供たちが利用できる学習室を開設する事業です。小学生・中学生の学習スペースやスポーツと触れ合う場として活用し、子供が住みやすい環境の創出、また教育面への寄与も考えられることから助成を決定しました。



05 南九州商工会 川辺支部

八坂神社社屋改修工事に伴う 賽銭箱設置事業

助成金額
500,000円

「川辺祇園祭」の象徴である「八坂神社」が大正15年の創建から100年が経過しようとしていることから、川辺祇園祭100周年目の記念事業として行われる社屋の改修の一環として賽銭箱を設置する事業です。南九州市の伝統文化である「川辺祇園祭」を後世に引き継ぐ伝統文化の承継と、商店街をはじめ地域の活性化を図られるものと判断し助成を決定しました。

06 乃木静子夫人顕彰会

乃木静子銅像建立十周年記念事業

助成金額
500,000円

乃木静子夫人銅像建立十周年を迎え記念事業として幅広く広報活動を行うためのスタッフジャンパー、パンフレット、のぼり旗の作成事業です。銅像本体の保存にとどまらず鹿児島県の歴史的町並みの一部として価値を明確にし、地域文化への理解促進と郷土意識の機運を高めることで、観光の視野にも寄与するものとして助成を決定しました。

07 特定非営利活動法人 豊栄ひととべ会

井戸の修繕・整備事業

助成金額
400,000円

豊栄ひととべ会が管理している井戸の修繕・整備事業です。施設敷地内に設置してある井戸のポンプ改修、周辺整備を行い、子供向け体験学習の一環として井戸水を使用した教育活動の実施や災害時の協力井戸としての登録なども視野に、共助拠点とすることで地域住民の生活環境の維持や向上に大きく貢献できるものと判断して助成を決定しました。

掲載した事業の他に2件の助成をさせていただきました。

当金庫の考え方

地域・社会貢献活動

地域の暮らしの中で「そうしん」は金融機関としての本来の業務だけでなく、地域の行事への参加や、文化振興及び奉仕活動等に積極的に取り組んでいます。

杉の子会活動



各事業所の新入社員を対象とした「新社会人のためのセミナー」や地域活性化婚活イベント「マチヒトデアイ」など様々な活動を通じて、青少年の育成と地域の活性化に取り組んでいます。

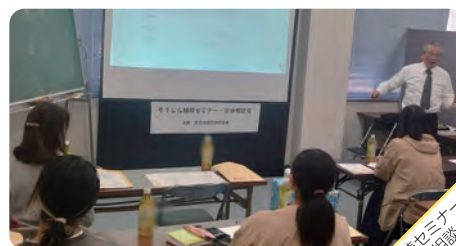


婚活イベント
「マチヒトデアイ」

社会貢献活動



社会貢献活動の一環として、「街頭募金」や「各種セミナー・相談会」など様々な活動を行っております。



相談セミナー
年金相談会

地域行事への参加



鹿児島県の夏風物詩「おぎおんさあ」への参加や、「おはら祭り」をはじめ各地域で行われる行事に積極的に参加し、「そうしん」の元気な姿を発信し、地域の活性化に努めています。



おはら祭り

地域貢献活動



地域貢献活動の一環として、県下一斉清掃活動の実施のほか、各店で早朝清掃作業ボランティアを行っています。また6月の信用金庫の日には「お茶いっぱいの日」を開催しています。



お茶いっぱいの日

組織会・組織会活動



▶ 三紘会(信ちゃん会)

事業主や会社経営者の方々と構成される団体で、会員相互の健全な発展と親睦を図ることを目的として、各種講演会・研修会・イベント等を行っています。



▶ ブレーン“21”

若手経営者の方々と構成される団体です。精力的に講演会・研修会・委員会等を開催し、異業種交流や情報交換を通じて見識を高め合い、会員相互が健全に発展することを目的としています。



▶ パールレディ会/おもと会

趣味やスポーツを通じた女性の交流の場として、講演会や演劇会等を開催し、会員の皆さまの新しい出会いをお手伝いします。



▶ 杉の子会

皆さまの「おもしろ“そう”」の声を形に！
会員の皆さまが教養を身につけ感性豊かな社会人に成長することを目的として、各種セミナーやイベント等を開催し、鹿児島の若者を全力でサポートしています。



▶ 信ちゃん友の会

金庫OB・OGで構成される団体です。相互扶助の理念に立ち、会員の福利の増進及び親睦を図ると共に当金庫の発展に寄与することを目的としています。

当金庫の考え方

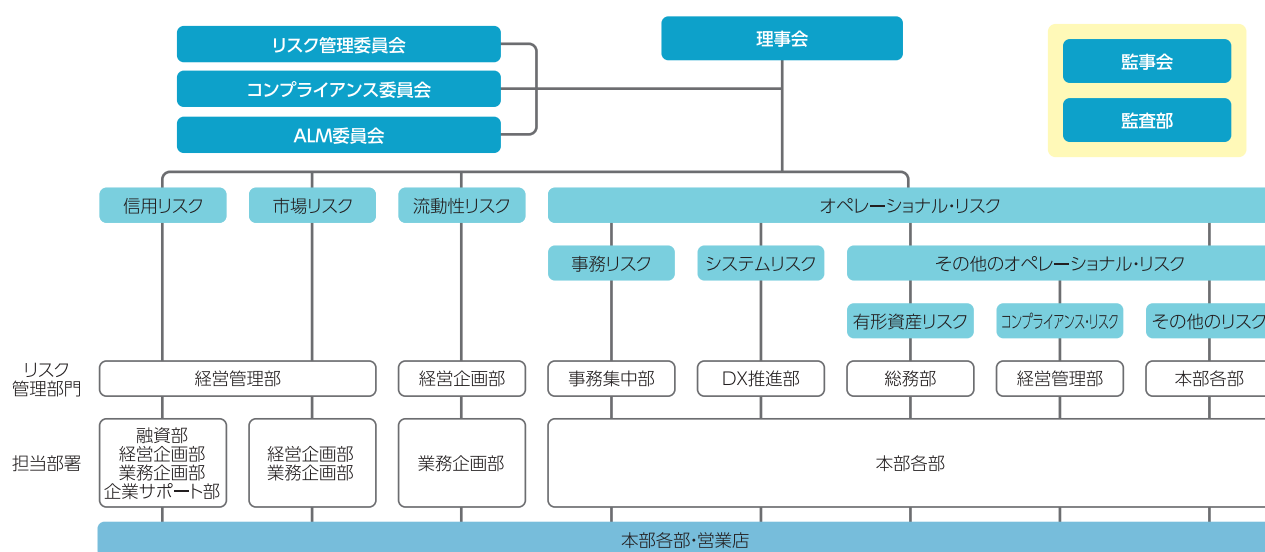
リスク管理について

●リスク管理態勢

IT技術の進歩や市場経済のグローバル化により金融のビジネスモデルは多様化し、近年の気候変動や「金利のある世界」への対応など金融機関を取り巻くリスクも多様化し、複雑化しています。

このような環境下、当金庫は金融機関としての高い信頼性を維持するため、リスク管理を重要課題と位置づけ、リスク管理態勢を構築し、経営の健全性の確保を図っています。経営に関する様々なリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク(事務リスク、システムリスク、有形資産リスク、コンプライアンス・リスク、その他のリスク)に分類し、それぞれに主管部を定め、リスク管理委員会がリスク全体を統合的に管理するなど統合的リスク管理態勢の充実・強化に努めています。

●リスク管理態勢図



●各リスクの管理態勢

信用リスク管理について

信用リスクとは主に取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では信用リスクが経営に最も影響を与えるリスクの一つと位置づけ、与信取引に係るリスクを的確に認識・評価し、適切なリスク管理を行うことによって、資産の健全性の維持と向上に努めています。また、厳格な自己査定の実施によりリスクを適正に把握するなど、信用リスク管理態勢の整備・確立に取り組んでいます。

市場リスク管理について

市場リスクとは金利、有価証券の価格、為替など市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。当金庫では市場リスクを適正に把握し経営体力・特性を十分認識したうえで、リスク・プロファイルに見合った収益を確保するため、市場リスク管理態勢の整備・確立に努めています。

流動性リスク管理について

流動性リスクとは運用と調達の間隔のミスマッチや予想せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクおよび市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスクです。当金庫では市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、資金調達・運用の構造に即した適切かつ安定的な資金繰りのため、流動性リスク管理の充実に取り組んでいます。

オペレーショナル・リスク管理について

オペレーショナル・リスクとは金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外的要因により損失を被るリスクなどです。当金庫ではオペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、有形資産リスク、コンプライアンス・リスク、その他のリスクの5つに分類し、それぞれのリスクごとに管理態勢を構築して適切に管理するよう取り組んでいます。

事務リスク管理について

事務リスクとは役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では常に事務リスク発生危険を把握し、厳正な事務処理に努めています。また、検証態勢や研修、指導の強化と、業務のシステム化・本部集中化による効率化を図るなど事務リスク管理態勢の充実に努めています。

システムリスク管理について

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクです。当金庫はコンピュータシステムの障害による停止やインターネットを利用したサービスの普及に伴うサイバー攻撃の深刻化などにも適切に対応すべく、金庫の情報資産保護のために管理態勢を整備し、適切なシステム管理を行っています。

コンプライアンス(法令等遵守)

当金庫は地域金融機関として社会的責任と公共的使命を自覚し、地域社会の皆様から寄せられる信頼にお応えし、これまで以上の金融サービスを提供していく立場から、コンプライアンスを最重要課題と位置づけ、「そうしんコンプライアンス宣言」を行い、役職員一丸となって取り組んでいます。

そうしんコンプライアンス宣言

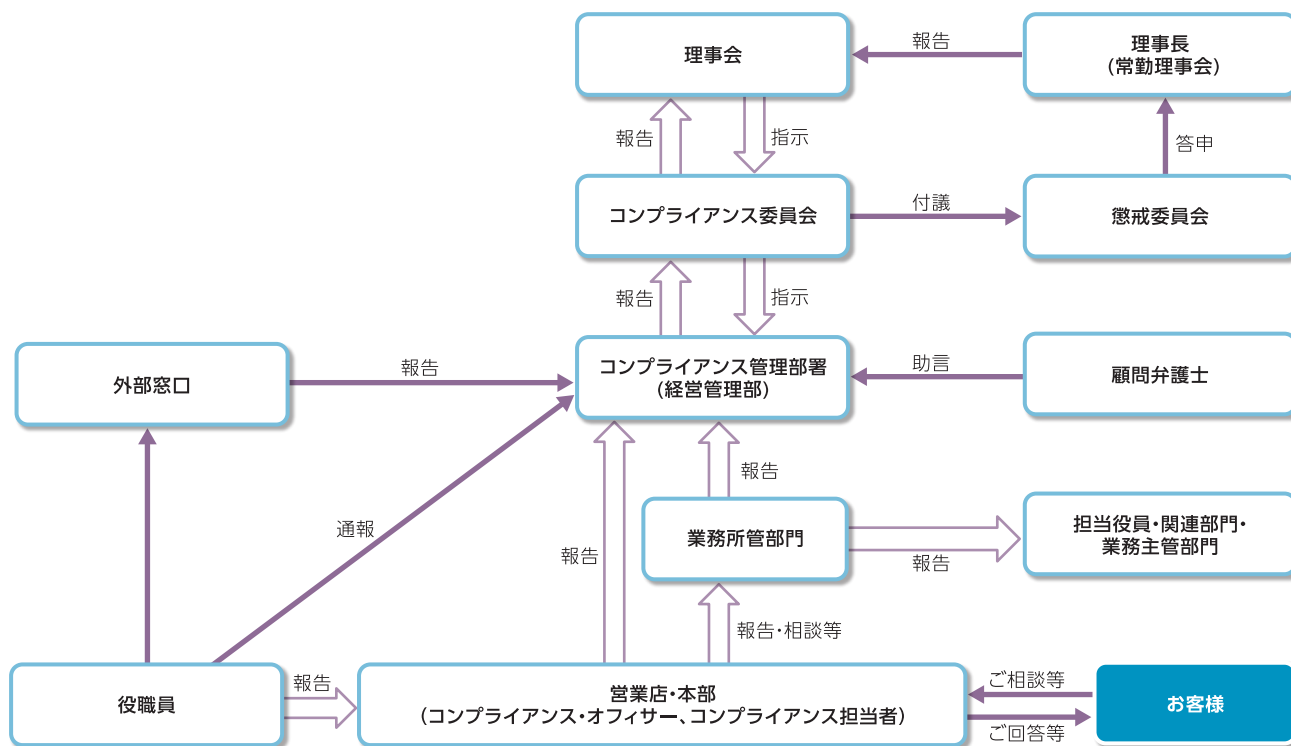
私たち鹿児島相互信用金庫役職員は、お客様に信頼され、選ばれる「そうしん」を目指して、コンプライアンス重視の企業風土を確立していくことを宣言します。

【宣言】

1. 私たちは、鹿児島相互信用金庫「法令等遵守方針」、「そうしん行動綱領」を遵守します。
2. 私たちは、一人ひとりのお客様に対し、「そうしん おもてなし宣言」に沿って誠実かつ公正に向き合い、良識と良心に従って行動します。
3. 私たちは、信用失墜に繋がる事務ミスや不祥事等の撲滅を目指し、地域における信頼を揺るぎのないものとします。
4. 私たちは、コンプライアンスを遵守し、コンプライアンスに反する指示・命令には、凛とした姿勢で拒絶し、その是正を図ります。

平成30年8月1日
鹿児島相互信用金庫

●コンプライアンス態勢図



当金庫の考え方

コンプライアンス態勢強化への取組み

コンプライアンスを実現するための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を毎年度理事会において決議し、それに基づいた取組みを着実に実施しております。

具体的には、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し庫内イントラネット等に公開のうえ、階層別研修やコンプライアンス管理者を対象とした研修の実施等、さまざまな活動を通じてその周知徹底を図るとともに、法令等遵守に対する経営陣の積極的関与とコンプライアンスの一元的管理体制の強化を通してチェック体制の整備等を進めております。

また、「コンプライアンス・プログラム」については、四半期毎に進捗状況等をコンプライアンス委員会等に報告し、検証と問題点の把握と課題の解決に努め、高いレベルのコンプライアンスの実践に向けた不断の取組みを進めております。

内部通報制度

当金庫並びに当金庫役職員についての法令等に違反する行為等に関する内部通報への適正な対応の仕組みを定めることにより、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営を実践することを目的に「公益通報者保護規程」を制定し、内部通報制度を運用しております。

実効性のある内部通報制度は、当金庫の自浄作用の向上やコンプライアンス重視の経営に寄与し企業価値の向上につながると考え、各種会議や研修、コンプライアンス勉強会等において、内部通報制度の内容及び重要性について当金庫の従事者に対して周知を図っております。

<内部通報制度の受付窓口と通報手段>

	内部窓口	外部窓口
受付窓口	コンプライアンス委員長、コンプライアンス担当役員、 経営管理部長、常勤監事、 経営管理部、人財開発部	弁護士事務所
通達手段	郵便、内線、専用電話、電子メール、面談	郵便、専用電話、電子メール

お客さまからの現金や通帳・証書等のお預かりについて

当金庫では、職員がお客さまのご自宅や職場等にて現金、小切手、通帳・証書、預金払戻請求書、キャッシュカード・ローンカード等をお預かりする場合には、必ずタブレット端末への電子サインをいただくか、または当金庫所定の「受取書」「受取証」「お預かり証」をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえお受け取りいただきますようお願い申し上げます。

タブレット端末への電子サインや、当金庫所定の「受取書」「受取証」「お預かり証」以外のもの（名刺やメモ等）を使用してお預かりすることはございません。

電子サインをしていない、または「受取書」等の発行がなかった場合には、お取引の店舗または下記窓口までお申し付けください。

お問い合わせ窓口

・経営管理部 TEL 0120-525-651【9:00～17:00（土・日・祝除く）】

・ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/kasosin/>（お問い合わせ・Q&Aよくあるご質問）まで

当金庫におけるマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策にかかる対応について

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、コンプライアンス部門を統括する理事を責任者、経営管理部を統括部署として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

お客さまのお取引が『犯罪収益の移転の危険性が高い取引』に該当すると認識した際は、当金庫は速やかに「疑わしい取引」の届出を行うとともに、継続的な取引モニタリングの実施や取引制限を行うこととしております。

また、金融当局ならびに鹿児島県警の指導により、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスクが高いと判断せざるを得ない一部のお客さまにつきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施や、お客さま情報のご提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じて、当該お取引をお受けいたしかねる、または一部お取引を制限させて頂くことがございます。

お客さまにかかる情報の定期的な確認について

金融機関においては、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止のための管理態勢強化が求められており、当金庫では関係省庁と連携しながら対策を進めております。

このような背景から、当金庫では金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」を踏まえ、既取引のあるお客さまにつきましても、お取引目的やお客さまに関する情報等をダイレクトメール等により定期的に確認させていただいております。

同書を受領されたお客さまは、大変お手数ではございますが、同封の書類に記入の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、個人のお客さまにおかれましてはWEBによる回答も受け付けております。同書記載の二次元コードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、提出サイトへお進みいただき、ご回答願います。

金融システムの健全性維持、ならびに安心・安全にお取引いただくための取り組みでありますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組み

当金庫では「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断する体制を整備しています。具体的には、反社会的勢力との取引の未然防止に努めるとともに、契約書や規程等に暴力団排除条項を導入し、取引開始後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には、外部専門機関と連携のうえ、適切に対応しています。

「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性及び健全性を確保するために、以下のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めています。

1. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、関係を遮断します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対しては、職員の安全を確保しつつ、組織として対応し、断固として拒絶します。
3. 反社会的勢力に対しては、資金提供および不適切な便宜供与は行いません。
4. 反社会的勢力の対応に際し、適切な助言、協力を得ることができよう、平素から外部専門機関との連携強化を図ります。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

当金庫の考え方

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または経営管理部で受け付けています。

- 1 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

受付窓口	鹿児島相互信用金庫 経営管理部
住 所	〒890-0062 鹿児島市与次郎一丁目6番30号
電話番号	☎0120-525-651
受付日時	平日 9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報や苦情等の解決を図るため、また、お客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 4 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部へご相談ください。

全国しんきん相談所【一般社団法人全国信用金庫協会】	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受 付 日 時	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く) 9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

- 5 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等、鹿児島県・熊本県弁護士会が設置運営する紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、経営管理部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受 付 日 時	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00 13:00~16:00

名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受 付 日 時	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00 13:00~16:00

名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-2249
受 付 日 時	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00 13:00~17:00

名 称	鹿児島県弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒892-0815 鹿児島市易居町2番3号
電話番号	099-226-3765
受 付 日 時	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~16:00

名 称	熊本県弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒860-0844 熊本市中央区水道町9番8号
電話番号	096-325-0913
受 付 日 時	月~金(祝日、年末年始除く) 9:00~17:00

- 6 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<https://www.shinkin.co.jp/kasosin/>)をご覧ください。

(1)現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、熊本県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

※鹿児島県弁護士会の紛争解決センターでは、現地調停の手続きはできません。

(2)移管調停

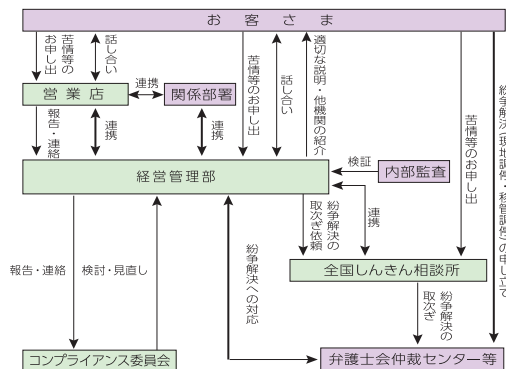
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、鹿児島県弁護士会の紛争解決センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理体制等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1)営業店および各部署に責任者を配置するとともに、経営管理部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および経営管理部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を営業店、関係部署および経営管理部が連携して行います。
- (4)お客さまからの苦情等のお申し出は、「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6)お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7)苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8)苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9)お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10)苦情等への取組態勢



業務内容のご案内

預金業務

普通預金、定期預金、定期積金等

お客さまの豊かな暮らしのお役に立てるよう、家計簿代わりの総合口座のほか、定期預金、定期積金など資産形成に役立つ預金商品をご用意しております。

暮らしの夢の実現にぜひご利用ください。

融資業務

手形貸付、証書貸付、当座貸越等

お客さまのライフステージや事業のお手伝いをさせていただけるよう、さまざまな種類の融資商品をご用意しております。パソコン、タブレット、スマートフォンでお申込みいただけるWeb申込みの商品もご用意しております。お客さまのゆとりある暮らしと事業の発展を願い、皆さまのニーズに的確に応えてまいりますのでお気軽にご相談ください。

内国為替業務

鹿児島相互信用金庫は、全国の信用金庫、銀行、信用組合、農協、ゆうちょ銀行等へのお振込や手形・小切手の取立などを取り扱っております。

信託代理業務

金融の自由化が進むなか、お客さまの多様化するニーズに対応するため、信金中央金庫の代理店として信託業務を取り扱っております。

証券業務

お客さまの資産形成のお役に立てるよう、国債、投資信託を取り扱っております。お客さまの資産運用ニーズに対応できるよう準備しておりますので、お気軽にご相談ください。

国際業務

中小企業の皆さまの海外との取引や個人の皆さまの海外へのご旅行などをお手伝いするため、外国為替業務を行っております。さらに、地域の事業者の海外ビジネスや販路拡大を支援するため、平成2年より海外トレードミッション「そうしんTOBO会」を開催しております。

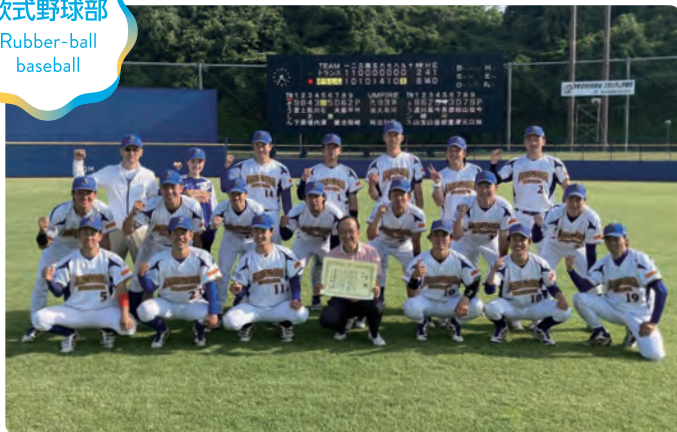
その他の業務

代理業務（日本銀行歳入代理店、地方公共団体の公金取扱業務等）、保険窓販業務等

電子債権記録業（でんさい）に係る業務等

サークル活動

軟式野球部
Rubber-ball
baseball



マラソン
同好会
Marathon



ボート部
Boat



バレーボール
同好会
Volleyball

テニス部
Tennis



サッカー部
Soccer

音楽同好会
Music



卓球部
Table
tennis

当金庫の動き	一般社会の動き
加世田支店新装オープン	令和 8年 2月
	令和 7年10月 初の女性首相高市内閣発足
	令和 7年 4月 大阪・関西万博開催
川内中央支店を大小路支店内に移転	令和 7年 2月
	令和 6年 7月 新紙幣の発行
	令和 6年 3月 日本銀行によるマイナス金利の解除
出水支店新装オープンし、米ノ津出張所を出水支店内に移転	令和 6年 2月
志布志支店を移転	令和 5年 1月
国分支店および隼人支店を移転	令和 4年 3月
西原支店を鹿屋支店内に移転	令和 3年 4月
創立90周年	令和 3年 2月
東郷出張所を大小路支店内に移転	令和 2年10月
預金量6,000億円突破	令和 2年 7月
	令和 2年 4月 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令
脇本代理店を阿久根支店に統合	令和 2年 2月
	令和元年10月 消費税率10%へ
「野田支店」新築移転オープン	平成31年 2月
「加治木支店」新装オープン	平成30年 5月
「隈之城支店」新装オープン	平成29年 1月
	平成28年 1月 マイナンバー制度開始
「大崎支店」新装オープン	平成27年 1月
	平成26年 4月 消費税率8%へ
「そうプラザあらた」オープン 鴨池出張所を荒田支店に統合	平成25年11月
ISO14001(環境マネジメントシステム)の認証取得	平成25年 6月 富士山世界文化遺産登録
「そうプラザ いずみ」オープン	平成24年 4月
「高見馬場支店」新装オープン	平成24年 4月
鹿児島市与次郎一丁目に 新本部ビル落成	平成23年 7月
預金量5,000億円突破	平成23年 4月
	平成23年 3月 東日本大震災 九州新幹線全線開業
創立80周年	平成23年 2月
「原良支店」環境配慮型店舗 として新築移転オープン	平成21年11月
	平成20年 9月 リーマンショック
	平成19年10月 ゆうちょう銀行設立
「吉野支店」新築移転オープン	平成18年11月
	平成18年 7月 鹿児島県北部豪雨災害
	平成16年 3月 九州新幹線開業
川内信用金庫と合併	平成16年 2月
	平成15年 3月 イラク戦争
新人事制度の導入	平成14年 3月
	平成13年 9月 米国同時多発テロ事件
創立70周年	平成13年 2月
リサイクルシステム運営開始	平成13年 2月
本部LAN開始	平成11年 3月

当金庫の動き	一般社会の動き
	平成11年 1月 ユーロ(欧州統一通貨)スタート
投信窓販業務開始	平成10年12月
	平成10年 2月 長野オリンピック開催
	平成9年 7月 香港、中国へ返還
インターネットに ホームページ開設	平成8年 6月
	平成7年 3月 地下鉄サリン事件発生
	平成7年 1月 阪神淡路大震災発生
私募債募集と管理業務開始	平成6年 6月
	平成5年 8月 8・6豪雨災害、鹿児島を襲う
本店増築落成	平成4年11月
テレビコマーシャル開始	平成4年 9月
	平成4年 8月 不況深刻化、 大型景気対策を発動
	平成3年12月 ソ連邦消滅
創立60周年	平成3年 2月 湾岸戦争(1月～2月) 多国籍軍勝利
預金量4,000億円突破	平成2年12月
公益信託「そうしんまちづくり 振興基金」を創設	平成2年10月
	平成2年 8月 イラク、クウェート侵攻
外国為替業務本店で 取扱い開始	平成元年10月
	平成元年 4月 消費税実施
	昭和64年 1月 昭和天皇崩御
預金量3,000億円を突破	昭和63年12月
第3次オンラインスタート	昭和63年 5月
	昭和63年 3月 青函トンネル開通
	昭和62年 4月 国鉄民営化
預金量2,000億円突破	昭和59年12月
	昭和59年11月 千円・5千円・1万円の新札発行
創立50周年	昭和56年 2月
外貨両替業務開始	昭和53年 5月 成田空港開港
預金量1,000億円突破	昭和50年12月
普通預金オンライン開始	昭和50年11月
	昭和50年 7月 沖縄海洋博覧会開催
コンピューターFACOM 230-25導入	昭和45年 6月
	昭和45年 3月 日本万国博覧会開催
日本銀行との当座取引開始	昭和42年 6月
	昭和42年 4月 鹿児島市と谷山市が合併
	昭和39年10月 東京オリンピック開催
預金量100億円突破	昭和39年 8月
鹿児島杉の子会発会	昭和39年 1月
新本店(現本店)新築落成	昭和38年12月
	昭和30年 9月 ニッケル50円硬貨誕生
	昭和30年 4月 アルミ1円硬貨誕生
鹿児島企業信用金庫と合併	昭和30年 1月
信用金庫法施行により 「鹿児島相互信用金庫」と改称	昭和26年10月 ルース台風襲来
鹿児島相互信用組合と改称	昭和26年 4月 500円札登場
保証責任鹿児島相互信用 購買利用組合と改称	昭和25年 2月
	昭和22年 6月
	昭和22年 4月 6・3・3制の実施
保証責任鹿児島相互信用 利用組合と改称	昭和10年 4月
有限責任鹿児島種苗信用 利用組合創立	昭和 6年 2月 金融恐慌世界に蔓延

信用金庫と信金中央金庫

信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～

概要

創立

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

経営理念

信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展につとめ、もってわが国経済社会の繁栄に貢献する。

上場

2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました(証券コード 8421)。

資金量

30兆円



会員数

254金庫



役職員数

1,324人



拠点数

国内14拠点
海外5拠点※



親会社株主に
帰属する
当期純利益

430億円



連結自己資本比率

21.95%



※2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、
2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります(海外グループ会社を含む)。

令和8年3月末現在

事業内容

信金中金は、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。

また、国内有数の機関投資家として、全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融商品や事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用しております。



地域経済社会の成長に貢献

財務諸表

貸借対照表	30
損益計算書	31
剰余金処分計算書	31
会計監査人の監査	31
財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性を 確認した旨の代表者署名	31
退職給付制度の概要	35
退職給付債務に関する事項	35
退職給付費用に関する事項	35
退職給付債務の計算の基礎に関する事項	35

経営指標

令和7年度の事業概況	36
最近5年間の主要な経営指標の推移	37
業務粗利益、業務粗利益率	37
資金運用収支の状況	37
役務取引等収支の状況	37
その他業務収支の状況	37
業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	37
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回	38
受取利息及び支払利息の増減	38
総資金利鞘	38
総資産利益率	38
役職員の報酬体系について	39

預 金

預金種類別平均残高	40
定期預金金利種類別残高	40
預金者別預金残高	40

貸 出

貸出金科目別平均残高	40
貸出金業種別残高・構成比	40
貸出金金利種類別残高	41
貸出金使途別残高	41
消費者ローン・住宅ローン残高	41
貸出金担保別残高	41
債務保証見返担保別残高	41
貸倒引当金残高	41
貸出金償却額	41
預貸率	41
特定海外債権残高	41
信用金庫法開示債権 及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	42

有価証券

保有有価証券の種類別残高・平均残高	43
商品有価証券の種類別残高・平均残高	43
預証率	43
公共債引受額	43
公共債ディーリング実績	43
有価証券の残存期間別残高	43

時価等情報

有価証券関係	44
デリバティブ取引関係	44
金銭の信託関係	44

連結財務諸表等

連結貸借対照表	45
連結損益計算書	45
連結剰余金計算書	46
事業の種類別セグメント情報	49
連結後の信用金庫法開示債権	49

子会社等

金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	50
----------------------------	----

経営指標（連結）

直近の事業年度における事業の概況	50
5連結会計年度における主要な経営指標の推移	50

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

I. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項	51
【自己資本調達手段の概要】	52
【オペレーショナル・リスクに関する事項】	52
(2) 自己資本の充実度に関する事項	53
【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】	54
(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	55
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	55
【リスクの管理の方針及び手続きの概要】	56
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	56
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	56
ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳	57
ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	58
ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	60
【標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項】	60
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	61
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	61
【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	61
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	61
【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	61
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	62
イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）	62
ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）	62
【証券化エクスポージャーに関する事項】	62
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	62
イ. 貸借対照表計上額及び時価	62
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	62
ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	62
ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	62
【信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	63
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	63
(9) 金利リスクに関する事項	63
【金利リスクに関する事項】	63

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

Ⅱ. 連結における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項	65
【連結の範囲に関する事項】	66
【自己資本調達手段の概要】	66
【オペレーショナル・リスクに関する事項】	66
(2) 自己資本の充実度に関する事項	67
【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】	68
(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	69
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	69
【リスクの管理の方針及び手続きの概要】	70
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	70
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	70
ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳	70
ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	71
ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	73
【標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項】	73
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	73
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	73
【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	73
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	73
【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	73
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	74
イ. 連結グループがオリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）	74
ロ. 連結グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）	74
【証券化エクスポージャーに関する事項】	74
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	74
イ. 連結貸借対照表計上額及び時価	74
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	74
ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	74
ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	74
【信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	74
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	74
(9) 金利リスクに関する事項	74
【金利リスクに関する事項】	74
(10) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と 所要自己資本を下回った額の総額	74

決算の状況

財務諸表

■貸借対照表

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	期 別	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
(資産の部)			
現 金	金	9,705	8,743
預 け 金	金	125,442	129,107
買 入 金 銭 債 権		69	39
金 銭 の 信 託		300	300
有 価 証 券		81,629	77,404
国 債		8,473	7,600
地 方 債		27,739	26,307
社 債		26,493	24,917
株 式		1,910	2,524
そ の 他 の 証 券		17,011	16,055
貸 出 金		371,858	375,567
割 引 手 形		733	504
手 形 貸 付		13,954	15,925
証 書 貸 付		327,500	324,698
当 座 貸 越		29,669	34,438
外 国 為 替		10	19
外 国 他 店 預 け		10	19
そ の 他 資 産		4,349	4,521
未 決 済 為 替 貸		170	117
信 金 中 金 出 資 金		3,272	3,272
前 払 費 用		55	37
未 収 収 益		476	702
金 融 派 生 商 品		0	—
そ の 他 の 資 産		373	391
有 形 固 定 資 産		12,617	12,705
建 物		4,149	4,245
土 地		7,348	7,447
リ ー ス 資 産		87	65
建 設 仮 勘 定		11	—
その他の有形固定資産		1,020	946
無 形 固 定 資 産		115	99
ソ フ ト ウ ェ ア		79	63
その他の無形固定資産		36	36
前 払 年 金 費 用		816	1,070
繰 延 税 金 資 産		1,713	1,107
債 務 保 証 見 返		4,062	3,626
貸 倒 引 当 金		△4,730	△10,675
(うち個別貸倒引当金)		(△4,060)	(△9,608)
資産の部合計		607,960	603,636

科 目	期 別	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
(負債の部)			
預 金 積 金		578,935	583,187
当 座 預 金		4,313	3,963
普 通 預 金		318,478	313,849
貯 蓄 預 金		2,319	2,143
通 知 預 金		10	—
定 期 預 金		234,642	244,382
定 期 積 金		12,305	11,474
そ の 他 の 預 金		6,865	7,373
そ の 他 負 債		1,389	1,757
未 決 済 為 替 借		167	173
未 払 費 用		330	613
給 付 補 填 備 金		2	8
未 払 法 人 税 等		38	12
前 受 収 益		302	339
払 戻 未 済 金		70	63
払 戻 未 済 持 分		15	19
金 融 派 生 商 品		—	0
リ ー ス 債 務		87	65
そ の 他 の 負 債		374	462
賞 与 引 当 金		281	289
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		121	118
そ の 他 の 引 当 金		380	478
再評価に係る繰延税金負債		536	536
債 務 保 証		4,062	3,626
負債の部合計		585,707	589,995
(純資産の部)			
出 資 金		7,057	6,994
普 通 出 資 金		4,057	3,994
優 先 出 資 金		3,000	3,000
利 益 剰 余 金		20,605	13,759
利 益 準 備 金		4,894	5,011
そ の 他 利 益 剰 余 金		15,711	8,748
特 別 積 立 金		14,540	14,540
当 期 未 処 分 剰 余 金		1,171	△5,791
会 員 勘 定 合 計		27,663	20,754
その他有価証券評価差額金		△6,366	△8,071
土 地 再 評 価 差 額 金		955	959
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		△5,410	△7,112
純資産の部合計		22,252	13,641
負債及び純資産の部合計		607,960	603,636

■損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	令和6年度 (R6.4.1~R7.3.31)	令和7年度 (R7.4.1~R8.3.31)
経 常 収 益		10,070	10,992
資 金 運 用 収 益		8,531	9,587
貸 出 金 利 息		7,366	8,024
預 け 金 利 息		418	693
有価証券利息配当金		681	796
その他の受入利息		63	74
役 務 取 引 等 収 益		1,068	1,130
受入為替手数料		383	374
その他の役務収益		685	755
そ の 他 業 務 収 益		82	93
外国為替売買益		7	2
国債等債券償還益		0	0
その他の業務収益		75	91
そ の 他 経 常 収 益		388	180
償却債権取立益		213	37
株式等売却益		168	138
金銭の信託運用益		5	3
その他の経常収益		1	1
経 常 費 用		9,475	17,327
資 金 調 達 費 用		313	984
預 金 利 息		310	966
給付補填備金繰入額		2	10
借 用 金 利 息		1	7
役 務 取 引 等 費 用		1,030	1,032
支払為替手数料		92	93
その他の役務費用		937	938
そ の 他 業 務 費 用		56	166
国債等債券売却損		—	79
国債等債券償還損		51	76
その他の業務費用		5	10
経 常 費		6,732	6,885
人 件 費		4,169	4,263
物 件 費		2,275	2,315
税		287	306
そ の 他 経 常 費 用		1,342	8,258
貸倒引当金繰入額		959	7,054
貸 出 金 償 却		136	395
株 式 等 売 却 損		21	30
株 式 等 償 却		—	0
そ の 他 資 産 償 却		0	—
その他の経常費用		224	777
経 常 利 益		594	△6,334
特 別 利 益		7	4
固 定 資 産 処 分 益		7	4
特 別 損 失		137	15
固 定 資 産 処 分 損		20	14
減 損 損 失		116	0
税 引 前 当 期 純 利 益		465	△6,345
法人税、住民税及び事業税		80	14
法 人 税 等 調 整 額		68	353
法 人 税 等 合 計		149	368
当 期 純 利 益		315	△6,714
繰越金(当期首残高)		1,026	926
修正再表示による累積的影響額		△89	—
遡及処理後繰越金(当期首残高)		936	—
土地再評価差額金取崩額		△81	△3
当 期 末 処 分 剰 余 金		1,171	△5,791

■剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	令和6年度 (R6.4.1~R7.3.31)	令和7年度 (R7.4.1~R8.3.31)
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金(△)		1,171	△5,791
特 別 積 立 金 取 崩 額		—	6,000
合 計		1,171	208
剰 余 金 処 分 額		244	147
利 益 準 備 金		117	20
普通出資に対する配当金		40	39
優先出資に対する配当金		87	87
繰越金(当期末残高)		926	60

■会計監査人の監査

令和7年度の決算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監査法人北三会計社の監査を受けております。

■財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月26日

鹿児島相互信用金庫
理事長 永倉 悦雄

決算の状況

貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、有価証券運用以外を主目的とする金銭の信託において、信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | 建 物 | 15年～39年 |
|-----|---------|
| その他 | 5年～20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先のうち、一定の条件に該当する債務者の債権については、Ⅲ分類とされた債権額から、合理的に見積られたキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を予想損失額（引当額）として算出する方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。上記以外の債権については、過去1年間又は3年間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した融資部が資産査定を検証した自己査定結果に基づいて引当金額を算定しております。算定した引当金額について経営管理が検証し監査部が監査を行い、上記の引当を実施しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,966百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過 去 勤 務 費 用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
- 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
- | 年金資産の額 | 1,796,855百万円 |
|-------------------------------|--------------|
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746百万円 |
| 差引額 | ▲31,890百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和7年3月分）0.6021%
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金117百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
12. その他の引当金は、睡眠預金引当金、責任共有制度引当金であります。
13. 睡眠預金引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

14. 責任共有制度引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」であります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約上、年度を跨いだ収益の発生はなく、また履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
17. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
18. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金……………10,675百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8. に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- また、一般貸倒引当金のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した引当金として17百万円を計上しており、対象先は新型コロナウイルス感染症の影響により条件変更を実施した先のうち簡易査定先をグルーピングしております。また、養殖業に対するリスクを考慮した引当金として7百万円を計上しており、対象先は養殖業のうち簡易査定先をグルーピングしております。算出方法は、債務者区分が正常先の場合、総与信額に要注意先の実績率から正常先の実績率を差し引いたものを掛けて算出し、債務者区分が要注意先の場合、未保全額に破綻懸念先の実績率から要注意先の実績率を差し引いたものを掛けて算出しております。
- 繰延税金資産……………1,107百万円
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- なお、繰延税金資産の主な発生原因は39. に記載しております。
19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
- | | 37百万円 |
|---------------------|----------|
| 20. 子会社等の株式又は出資金の総額 | 5百万円 |
| 21. 子会社等に対する金銭債権総額 | 18百万円 |
| 22. 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,666百万円 |
| 23. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 748百万円 |
24. 信用金庫及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っていない場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4,659百万円
- 危険債権額 27,074百万円
- 三月以上延滞債権額 一百万円
- 貸出条件緩和債権額 132百万円
- 合計額 31,867百万円
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. ローン・パーティシペーションで、移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（令和6年7月1日）に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高はございません。
26. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は504百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|------|-----------|
| 担保に供している資産 | 有価証券 | 37,284百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 | －百万円 |
- 上記のほか、為替決済、日銀歳入及び日銀当座貸越、市税収納保証等の取引の担保として定期預金10,005百万円、有価証券1,062百万円を差し入れております。
28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|--------------------|--|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 |
| 同法第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号及び同条第4号に定める地方税法（固定資産税評価額）と地価税法（路線価等）に基づいて、実行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。 |
- 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額1,773百万円
29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募「金融商品取引法第2条第3項」による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,400百万円であります。
30. 出資1口当たりの純資産額 1,321円18銭
31. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会において資産及び負債の総合的管理を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
- 預け金には期日前解約特約付定期預金、延長特約付定期預金が含まれております。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会、リスク管理委員会、理事会を開催し、審議・報告が行われております。さらに与信管理の状況については、融資部、企業サポート部、経営管理部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部・経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、ALM委員会によって金利の変動リスクを管理しております。
- ALM委員会規程において、資産・負債の構成内容を総合的に管理し、その最適組み合わせを実現し、適正利益を安定的に確保するために経営全般に亘る具体的方策を決定することとしており、必要ある場合は理事会に付議・報告することとしております。
- 経営管理部において統合的リスク管理表によるリスク量の計量化を行うとともに、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースでリスク管理委員会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の監督の下、余裕資金運用基準等に基づき行われております。このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。経営企画部で保有している株式等の多くは、純投資目的で保有しているものであり、投資先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は経営企画部を通じ、ALM委員会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、投資信託、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5項二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は5,240百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスク管理要領により、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

32. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	129,107	126,814	△2,292
(2) 買入金銭債権	39	38	△0
(3) 有価証券			
その他有価証券	76,893	76,893	－
(4) 貸出金（＊1）	375,567		
貸倒引当金（＊2）	△10,635		
	364,931	362,602	△2,329
金融資産計	570,971	566,349	△4,622
(1) 預金積金	583,187	583,470	282
金融負債計	583,187	583,470	282

（＊1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に信金中金定期預金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

期日前解約特約付定期預金、延長特約付定期預金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

目金庫保証付私募債は、債権に準じ、債務者区分毎に分類を行い、割引債を用いて時価を算出しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については33.から35.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～④の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、割引手形・手形貸付・当座貸越については残存期間が短期間であるため貸出金計上額

④ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率（過去3ヶ月の新規実行金利の実績値平均）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、過去3ヶ月の新規預入金利の実績値平均の利率を用いております。

決算の状況

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（＊1）	—
関連法人等株式（＊1）	5
非上場株式（＊1）（＊2）	505
信金中金出資金（＊1）	3,272
合 計	3,783

（＊1）子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和6年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当事業年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	47,907	52,200	29,000	—
有価証券	3,169	28,773	10,090	34,309
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	3,169	28,773	10,090	34,309
買入金銭債権	—	39	—	—
貸出金（＊）	36,959	52,581	76,766	143,577
合 計	88,036	133,593	115,856	177,886

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（＊）	561,164	21,961	61	—
合 計	561,164	21,961	61	—

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「外国証券」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、35.まで同様であります。

その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	1,639	1,004	635
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他の証券	6,040	5,543	497
	小 計	7,680	6,547	1,132
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	373	444	△70
	債 券	58,824	66,748	△7,924
	国 債	7,600	10,615	△3,015
	地方債	26,307	29,968	△3,661
	社 債	24,917	26,164	△1,247
	その他の証券	10,015	11,434	△1,419
	小 計	69,213	78,627	△9,414
合 計		76,893	85,175	△8,281

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	289	102	30
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	2,020	—	79
その他の証券	414	35	21
合 計	2,724	138	131

35. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

減損処理基準

時価のある有価証券につきましては、期末日の時価の下落率が50％以上の場合は、すべて減損処理を行っております。また、時価の下落率が30％以上50％未満の著しい下落については、回復の可能性があるとして認められる銘柄を除いて減損処理を行っております。

時価を把握することが極めて困難と認められる株式につきましては、期末日の実買価額が当該株式を取得した時のそれと比較して50％程度以上下落した場合は減損処理を行っております。

36. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	300	—

37. 満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は51,673百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが99,722百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	6,174百万円
退職給付引当金	420百万円
未収利息	53百万円
賞与引当金	80百万円
その他有価証券評価差額金	2,635百万円
減損損失	110百万円
その他	364百万円
繰延税金資産小計	9,840百万円
評価性引当額	△8,115百万円
繰延税金資産合計	1,724百万円

繰延税金負債

前払年金費用	299百万円
その他有価証券評価差額金	317百万円
繰延税金負債合計	616百万円
繰延税金資産の純額	1,107百万円

40. 会計方針の変更

該当ありません。

41. 表示方法の変更

該当ありません。

損益計算書の注記事項

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額△844円90銭

3. その他の経常費用について

その他の経常費用には、時効預金払戻額110百万円、責任共有制度負担金122百万円を含んでおります。

4. 減損損失について

減損損失には、向田出張所0百万円を含んでおります。

■退職給付制度の概要

当金庫の退職給付制度は、退職一時金制度と確定給付企業年金制度を採用しています。

また、複数の信用金庫等により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）、全国信用金庫厚生年金基金にも加入しております。

■退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
退職給付債務(A)	2,696,262	2,506,254
年金資産(B)	4,353,758	4,840,016
前払年金費用(C)	△816,525	△1,070,010
未認識過去勤務費用(D)	—	—
未認識数理計算上の差異(E)	△840,970	△1,263,752
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	—	—

■退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
勤務費用(A)	427,856	561,281
利息費用(B)	31,942	49,140
期待運用収益(C)	△110,133	△108,843
過去勤務費用の費用処理額(D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額(E)	△98,198	△194,434
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	251,467	307,143

■退職給付債務の計算の基礎に関する事項

	令和6年度	令和7年度
(1) 割引率(確定給付企業年金)	1.91%	2.85%
割引率(退職金)	1.73%	2.62%
(2) 長期期待運用収益率	2.50%	2.50%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	給付算定式基準
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	10年 (発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年 (発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	

経営指標

■令和7年度の事業概況

1. 金融経済環境

世界経済は、インフレの長期化や地政学リスクの高まりなどを背景に、不確実性の高い状況が続いています。各国の金融政策も転換局面を迎えており、世界的に金利環境が変化する中で、金融市場は依然として不安定な動きを見せています。

こうした中、日本経済は、企業収益や雇用環境の改善、賃上げの進展、インバウンド需要の回復などを背景に緩やかな回復基調を辿りましたが、物価高に加え、中東をはじめとする海外の地政学リスク等が影響を及ぼしつつあります。

金融面では「金利のある世界」への転換が明確になってきております。金利環境の変化は、金融機関の収益にとっては好影響を与えるものの、企業の資金調達や投資行動に変化をもたらす可能性があり、今後の金融市場の動向には引き続き注視していく必要があります。

県内経済においては、インバウンド需要の回復や賃上げを背景とした個人消費が堅調に推移するなど、前向きな動きも見られる一方で、人口減少や労働力不足、事業承継問題など構造的な課題も顕在化しており、地域経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

また県内の中小企業においては、上記に加え、資材価格の高止まりなどが中小企業の経営に大きな影響を与えているほか、生産性向上、デジタル化への対応、更には後継者問題など、さまざまな課題に直面しており、当金庫の果たすべき役割は一層重要性を増しています。

2. 預積金残高・貸出金残高

令和7年度の預積金については、金利上昇局面における預金者のニーズを踏まえたキャンペーンの実施等により、期末残高は前期比42億52百万円増加して、5,831億87百万円となりました。貸出金については、企業の課題解決等に向き合った積極的な金融支援の結果、期末残高は前期比37億9百万円増加して、3,755億67百万円となりました。

3. 損益状況

収益面では、金利上昇を受けた貸出金利息や預け金利息の増加等により、本業の利益を示すコア業務純益は前期比2億97百万円増加して19億38百万円となりました。

一方で、特に当県の基幹産業である一次産業をはじめとするお取引先企業は、物価高騰等に大きな影響を受けており、長い業歴をお持ちの企業も例外ではありません。そこで、今後、事業者の皆さまへの経営支援をはじめ、地域課題に向き合い、より一層の積極的な支援を展開していくため、将来のリスクに備えた予防的な貸倒引当金の大幅な増しを行うことと致しました。これにより、当期純損失67億14百万円を計上致しましたが、この対応を行うことにより、安定的な金融サービス提供の継続及び将来にわたる地域や事業者への支援体制が整えられたものと考えております。

4. 今後の課題

今年度においても、お取引先から信頼される環境を当然のこととするよう、高い倫理観と社会的責任を自覚した行動の醸成に引き続き取り組んでまいります。

内部統制については、当金庫グループの業務の適正を確保するための体制や、監事の監査を支える体制を整備し、継続的に内部統制システムの整備を図り、その実効性を確保するために「内部統制基本方針」を定めております。令和7年度は、理事会を14回開催して、理事の適正な職務執行及び効率的な職務執行の体制を確保しております。また、コンプライアンス規程等に基づき、定期的なコンプライアンス委員会の開催及び役員に対する研修を実施することで、法令等遵守の徹底を図りました。さらに、内部監査部門については、年度の内部監査方針に基づき監査を実施して問題点の提起・改善提言を行い、常勤監事は執行部門の会議に出席して意見を述べ、監事会にて定期的に報告しております。

地域社会や中小企業、そして私ども金融機関においても、これまでにない大きな環境変化の時代を迎えておりますが、その変化に対応しつつ、将来にわたって会員の皆さま、地域の皆さまに貢献する信用金庫としての役割を発揮してまいります。

■最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)	令和5年度 (令和6年3月末)	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
経常収益	10,187	10,005	9,660	10,070	10,992
経常利益	541	948	428	594	△ 6,334
当期純利益	325	487	277	315	△ 6,714
預金積金残高	600,118	597,910	590,861	578,935	583,187
貸出金残高	369,933	366,785	372,811	371,858	375,567
有価証券残高	86,820	86,565	85,270	81,629	77,404
出資総額	7,249	7,185	7,128	7,057	6,994
うち普通出資	4,249	4,185	4,128	4,057	3,994
うち優先出資	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
出資総口数	9,998 千口	9,871 千口	9,756 千口	9,615 千口	9,488 千口
うち普通出資	8,498 千口	8,371 千口	8,256 千口	8,115 千口	7,988 千口
うち優先出資	1,500 千口	1,500 千口	1,500 千口	1,500 千口	1,500 千口
出資に対する配当金 (出資1口当たり)					
普通出資	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円
優先出資	58 円	58 円	58 円	58 円	58 円
役員数	17 人	17 人	17 人	17 人	17 人
うち常勤役員数	11 人	11 人	11 人	11 人	11 人
職員数	574 人	557 人	548 人	547 人	547 人
会員数	86,158 人	84,350 人	82,659 人	80,554 人	78,453 人
純資産額	27,634	25,231	25,353	22,252	13,641
総資産額	671,171	680,714	623,524	607,960	603,636
単体自己資本比率	7.92 %	8.06 %	7.99 %	8.22 %	6.22 %

■業務粗利益、業務粗利益率

(単位：百万円、%)

	令和6年度	令和7年度
業務粗利益	8,281	8,628
資金運用収支	8,217	8,604
役務取引等収支	38	97
その他の業務収支	26	△ 73
業務粗利益率	1.38	1.44

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■資金運用収支の状況

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
資金運用収益	8,531	9,587
資金調達費用	313	983
資金運用収支	8,217	8,604

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（令和6年度159千円、令和7年度503千円）を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■役務取引等収支の状況

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
役務取引等収益	1,068	1,130
受入為替手数料	383	374
その他の受入手数料	685	755
役務取引等費用	1,030	1,032
支払為替手数料	92	93
その他の支払手数料	789	791
その他の役務取引等費用	147	146
役務取引等収支	38	97

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■その他業務収支の状況

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
その他業務収益	82	93
外国為替売買益	7	2
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	0	0
その他の業務収益	75	91
その他業務費用	56	166
国債等債券売却損	—	79
国債等債券償還損	51	76
その他の業務費用	5	10
その他業務収支	26	△ 73

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
業務純益	1,436	1,386
実質業務純益	1,590	1,782
コア業務純益	1,641	1,938
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,580	1,905

(注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（又は取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

決算の状況

■資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回

(単位：百万円、%)

	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	598,509	8,531	1.42	597,170	9,587	1.60
うち貸出金	373,046	7,366	1.97	374,737	8,024	2.14
うち預け金	132,785	418	0.31	131,022	693	0.52
うち買入金銭債権	553	1	0.28	51	0	0.58
うち有価証券	88,827	681	0.76	88,060	796	0.90
資金調達勘定	588,305	313	0.05	585,804	983	0.16
うち預金積金	588,356	312	0.05	585,205	977	0.16
うち借入金	249	1	0.60	899	7	0.81

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度383百万円、令和7年度381百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和6年度300百万円、令和7年度300百万円)及び利息(令和6年度159千円、令和7年度503千円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■受取利息及び支払利息の増減

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 58	210	151	17	1,039	1,056
うち貸出金	△ 15	37	22	23	634	657
うち預け金	△ 44	164	120	△ 4	278	274
うち買入金銭債権	0	0	0	△ 2	1	△ 1
うち有価証券	1	8	10	△ 9	124	114
支払利息	△ 79	360	280	22	647	670
うち預金積金	△ 17	297	279	17	647	664
うち借入金	△ 61	62	1	5	0	5

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めて表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■総資金利鞘

(単位：%)

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回	1.42	1.60
資金調達原価率	1.19	1.33
総資金利鞘	0.23	0.27

■総資産利益率

(単位：%)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.09	△ 1.02
総資産当期純利益率	0.05	△ 1.08

- (注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高(債務保証見返を除く)}} \times 100$

■役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対 象 役 員 に 対 す る 報 酬 等	169

(注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」140百万円、「退職慰労金」28百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和7年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

決算の状況

預 金

■預金種類別平均残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
流動性預金	326,328	324,525
うち有利利息預金	304,375	303,506
定期性預金	259,156	257,781
うち固定金利定期預金	259,149	257,776
うち変動金利定期預金	7	6
その他	2,872	2,899
計	588,356	585,205
譲渡性預金	0	0
合 計	588,356	585,205

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■定期預金金利種類別残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
固定金利定期預金	234,635	244,377
変動金利定期預金	7	5
その他	—	—
合 計	234,642	244,382

■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

	個人	法人	金融機関	公金	合計
令和6年度	387,351	174,779	1,176	15,628	578,935
(構成比)	(66.91)	(30.19)	(0.20)	(2.70)	
令和7年度	380,734	180,179	1,366	20,906	583,187
(構成比)	(65.29)	(30.90)	(0.23)	(3.58)	

貸 出

■貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合 計
令和6年度	1,202	15,203	328,432	28,207	373,046
令和7年度	669	15,515	327,094	31,458	374,737

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種区分	令和6年度			令和7年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	462	26,792	7.20	452	26,107	6.95
農業、林業	382	4,573	1.22	359	4,904	1.30
漁業	179	12,043	3.23	181	11,401	3.03
鉱業、採石業、砂利採取業	12	2,174	0.58	12	1,975	0.52
建設業	1,337	41,412	11.13	1,326	43,768	11.65
電気・ガス・熱供給・水道業	130	9,184	2.46	123	8,227	2.19
情報通信業	26	928	0.24	30	901	0.23
運輸業、郵便業	200	11,586	3.11	196	11,963	3.18
卸売業、小売業	1,131	33,096	8.9	1,075	35,006	9.32
金融業、保険業	42	4,554	1.22	39	5,550	1.47
不動産業	821	66,068	17.76	843	67,364	17.93
物品賃貸業	29	1,217	0.32	26	1,185	0.31
学術研究、専門・技術サービス業	156	5,688	1.52	167	6,154	1.63
宿泊業	106	7,878	2.11	107	9,010	2.39
飲食業	575	8,297	2.23	547	7,551	2.01
生活関連サービス業、娯楽業	335	10,671	2.86	342	10,259	2.73
教育、学習支援業	40	3,411	0.91	40	3,300	0.87
医療・福祉	391	22,824	6.13	396	22,137	5.89
その他のサービス	563	12,180	3.27	552	11,752	3.12
小 計	6,917	284,584	76.53	6,813	288,524	76.82
地方公共団体	23	13,622	3.66	26	13,960	3.71
個人(住宅・消費・納税資金等)	21,087	73,651	19.80	20,430	73,081	19.45
合 計	28,027	371,858	100.00	27,269	375,567	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸出金金利種別残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
固 定 金 利 貸 出 金	167,966	173,882
変 動 金 利 貸 出 金	203,892	201,685
合 計	371,858	375,567

■貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	令和6年度	令和7年度
設 備 資 金	196,753	196,821
構 成 比	52.91	52.41
運 転 資 金	175,104	178,746
構 成 比	47.09	47.59
合 計	371,858	375,567

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
消 費 者 ロ ー ン	27,550	27,272
住 宅 ロ ー ン	40,019	39,859

■貸出金担保別残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,372	2,188
有 価 証 券	—	—
動 産	5,158	5,289
不 動 産	107,429	109,845
そ の 他	1,329	1,414
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	66,516	65,980
保 証	148,715	144,489
信 用	41,336	46,358
合 計	371,858	375,567

■債務保証見返担保別残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
当 金 庫 預 金 積 金	228	240
有 価 証 券	—	—
動 産	266	233
不 動 産	1,996	1,736
そ の 他	—	—
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	21	20
保 証	1,481	1,332
信 用	67	64
合 計	4,062	3,626

■貸倒引当金残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
一 般 貸 倒 引 当 金	670	1,066
(対前年増減)	(153)	(396)
個 別 貸 倒 引 当 金	4,060	9,608
(対前年増減)	(674)	(5,548)
合 計	4,730	10,675
(対前年増減)	(828)	(5,944)

■貸出金償却額

(単位：百万円)

令和6年度	136
令和7年度	395

■預貸率

(単位：百万円、%)

	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 (期 末 残 高) (A)	371,858	375,567
預 金 (期 末 残 高) (B)	578,935	583,187
預 貸 率	64.23	64.39
期 中 平 均	63.40	64.03

- (注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■特定海外債権残高

該当ありません。

決算の状況

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和6年度	2,862	2,862	1,178	1,683	100.00%	100.00%
	令和7年度	4,659	4,659	1,456	3,203	100.00%	100.00%
危険債権	令和6年度	24,813	8,189	5,836	2,353	33.00%	12.40%
	令和7年度	27,074	12,548	6,174	6,374	46.34%	30.49%
要管理債権	令和6年度	2,074	673	638	35	32.46%	2.45%
	令和7年度	132	116	113	2	87.91%	15.34%
三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	2,074	673	638	35	32.46%	2.45%
	令和7年度	132	116	113	2	87.91%	15.34%
小計 (A)	令和6年度	29,749	11,725	7,653	4,072	39.41%	18.42%
	令和7年度	31,867	17,325	7,744	9,580	54.36%	39.71%
正常債権 (B)	令和6年度	346,323					
	令和7年度	347,497					
総与信残高 (A) + (B)	令和6年度	376,073					
	令和7年度	379,364					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券

■保有有価証券の種類別残高・平均残高

有価証券残高

(単位：百万円、%)

		令和6年度		令和7年度	
			構成比		構成比
国	債	8,473	10.37	7,600	9.81
地	方	27,739	33.98	26,307	33.98
短	期	—	—	—	—
社	債	26,493	32.45	24,917	32.19
株	式	1,910	2.33	2,524	3.26
外	国	6,998	8.57	6,603	8.53
証	券	10,013	12.26	9,452	12.21
合	計	81,629	100.00	77,404	100.00

有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

		令和6年度		令和7年度	
			構成比		構成比
国	債	10,612	11.94	10,608	12.04
地	方	30,672	34.53	30,291	34.39
短	期	—	—	—	—
社	債	26,844	30.22	27,504	31.23
株	式	1,786	2.01	1,807	2.05
外	国	7,479	8.41	7,034	7.98
証	券	11,432	12.86	10,812	12.27
合	計	88,827	100.00	88,060	100.00

■商品有価証券の種類別残高・平均残高

該当ありません。

■預証率

(単位：百万円、%)

		令和6年度	令和7年度
有	価	81,629	77,404
証	券		
預	金	578,935	583,187
(期	末		
残	高		
(B)			
預	証	14.09	13.27
率	期		
	中		
	平	15.09	15.04
	均		

- (注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■公共債引受額

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
国	債	—	—
地	方	100	100
政	府	—	—
保	証	—	—
債			
合	計	100	100

■公共債ディーリング実績

該当ありません。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国	債	—	—	—	—	—	8,473	—	8,473
		—	—	—	—	578	7,021	—	7,600
地	方	895	394	294	2,743	197	23,214	—	27,739
		396	3,029	291	—	2,495	20,093	—	26,307
短	期	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
社	債	798	2,039	3,739	4,214	7,861	7,840	—	26,493
		1,852	7,205	11,833	3,185	80	287	472	24,917
株	式	—	—	—	—	—	—	1,910	1,910
		—	—	—	—	—	—	2,524	2,524
外	国	500	—	—	—	—	1,251	5,246	6,998
		—	—	—	—	862	318	5,423	6,603
証	券	635	2,066	2,689	1,767	1,290	74	1,489	10,013
		745	1,536	3,282	1,430	622	197	1,636	9,452
合	計	2,828	4,500	6,723	8,725	9,349	40,854	8,647	81,629
		2,994	11,771	15,407	4,616	4,640	27,917	10,056	77,404

時価等情報

■有価証券関係

【売買目的有価証券】

該当ありません。

【満期保有目的の債券】

該当ありません。

【子会社・子法人等株式及び関連法人等株式】

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、後記「市場価格のない株式等」に記載し、本項では記載を省略しております。

【その他有価証券】

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	950	640	310	1,639	1,004	635
	債 券	200	200	0	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	200	200	0	—	—	—
	そ の 他	3,391	3,240	151	6,040	5,543	497
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	小 計	4,542	4,080	461	7,680	6,547	1,132
	株 式	449	562	△112	373	444	△70
	債 券	62,506	67,960	△5,453	58,824	66,748	△7,924
	国 債	8,473	10,617	△2,143	7,600	10,615	△3,015
	地 方 債	27,739	30,019	△2,280	26,307	29,968	△3,661
	社 債	26,293	27,323	△1,029	24,917	26,164	△1,247
合 計	そ の 他	13,620	15,344	△1,723	10,015	11,434	△1,419
	小 計	76,576	83,867	△7,290	69,213	78,627	△9,414
合 計		81,118	87,947	△6,828	76,893	85,175	△8,281

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等は本表に含めておりません。

【市場価格のない株式等】

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	5	5
非 上 場 株 式	505	505
合 計	510	510

■デリバティブ取引関係

以下については当金庫は該当ございません。

デリバティブ取引

1. 金利関連取引
2. 通貨関連取引
3. 株式関連取引
4. 債券関連取引
5. 商品関連取引
6. クレジットデリバティブ取引

■金銭の信託関係

【運用目的の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸 借 対 照 表 計 上 額	300	300
当 事 業 年 度 の 損 益 に 含 ま れ た 評 価 差 額	—	—

【満期保有目的の金銭の信託】

該当ありません。

【その他の金銭の信託】

該当ありません。

連結財務諸表等

■連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	期 別	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
(資産の部)			
現金及び預け金		135,147	137,850
買入金銭債権		69	39
金銭の信託		300	300
有価証券		81,642	77,417
貸出金		371,858	375,567
外国為替		10	19
その他資産		4,349	4,521
有形固定資産		12,617	12,705
建物		4,149	4,245
土地		7,348	7,447
リース資産		87	65
建設仮勘定		11	—
その他の有形固定資産		1,020	946
無形固定資産		115	99
ソフトウェア		79	63
その他の無形固定資産		36	36
退職給付に係る資産		816	1,070
繰延税金資産		1,713	1,107
債務保証見返		4,062	3,626
貸倒引当金		△ 4,730	△ 10,675
資産の部合計		607,972	603,649
(負債の部)			
預金積金		578,935	583,187
その他負債		1,389	1,757
賞与引当金		281	289
役員退職慰労引当金		121	118
その他の引当金		380	478
再評価に係る繰延税金負債		536	536
債務保証		4,062	3,626
負債の部合計		585,707	589,995
(純資産の部)			
出資金		4,057	3,994
優先出資金		3,000	3,000
利益剰余金		20,618	13,772
会員勘定合計		27,676	20,767
その他有価証券評価差額金		△ 6,366	△ 8,071
土地再評価差額金		955	959
評価・換算差額等合計		△ 5,410	△ 7,112
純資産の部合計		22,265	13,654
負債及び純資産の部合計		607,972	603,649

■連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	令和6年度 (R6.4.1~R7.3.31)	令和7年度 (R7.4.1~R8.3.31)
経常収益		10,070	10,992
資金運用収益		8,531	9,587
貸出金利息		7,366	8,024
預け金利息		418	693
有価証券利息配当金		681	796
その他の受入利息		63	74
役務取引等収益		1,068	1,130
その他業務収益		82	93
その他経常収益		388	181
償却債権取立益		213	37
その他の経常収益		175	143
経常費用		9,475	17,327
資金調達費用		313	984
預金利息		310	966
給付補填備金繰入額		2	10
借用金利息		1	7
役務取引等費用		1,030	1,032
その他業務費用		56	166
経費		6,732	6,885
その他経常費用		1,342	8,258
貸倒引当金繰入額		959	7,054
その他の経常費用		382	1,203
経常利益		594	△ 6,334
特別利益		7	4
固定資産処分益		7	4
特別損失		218	18
固定資産処分損		20	14
減損損失		116	0
その他の特別損失		81	3
税金等調整前当期純利益		384	△ 6,348
法人税、住民税及び事業税		80	14
法人税等調整額		68	353
法人税等合計		149	368
当期純利益		234	△ 6,717
非支配株主に帰属する当期純利益		—	—
親会社株主に帰属する当期純利益		234	△ 6,717

■連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目		期 別	令和6年度 (R6.4.1~R7.3.31)	令和7年度 (R7.4.1~R8.3.31)
資本剰余金の部	資本剰余金期首残高		—	—
	資本剰余金増加高		—	—
	資本剰余金減少高		—	—
	資本剰余金期末残高		—	—
利益剰余金の部	利益剰余金期首残高		20,600	20,618
	利益剰余金増加高		234	△6,717
	親会社株主に帰属する当期純利益		234	△6,717
	利益剰余金減少高		217	127
	過年度誤謬による修正		89	—
	配 当 金		128	127
	利益剰余金期末残高		20,618	13,772

連結貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、有価証券運用以外を主目的とする金銭の信託において、信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 15年～39年 |
| その他 | 5年～20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先のうち、一定の条件に該当する債務者の債権については、Ⅲ分類とされた債権額から、合理的に見積られたキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を予想損失額（引当額）として算出する方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。上記以外の債権については、過去1年間又は3年間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した融資部が資産査定を検証した自己査定結果に基づいて引当金額を算定しております。算定した引当金額について経営管理部が検証し監査部が監査を行い、上記の引当を実施しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,966百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過 去 勤 務 費 用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
- 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
- 当金庫並びに連結される子法人及び子法人等は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子法人及び子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子法人及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,796,855百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746百万円 |
| 差引額 | ▲31,890百万円 |

- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和7年3月分）
0.6021%
- ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子法人及び子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金117百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子法人及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
12. その他の引当金は、睡眠預金引当金、責任共有制度引当金であります。
13. 睡眠預金引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
14. 責任共有制度引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約上、年度を跨いだ収益の発生はなく、また履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
17. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
18. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金……………10,675百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
また、一般貸倒引当金のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した引当金として17百万円を計上しており、対象先は新型コロナウイルス感染症の影響により条件変更を実施した先のうち簡易査定先をグルーピングしております。また、養殖業に対するリスクを考慮した引当金として7百万円を計上しており、対象先は養殖業のうち簡易査定先をグルーピングしております。算出方法は、債務者区分が正常先の場合、総与信額に要注意先の実績率から正常先の実績率を差し引いたものを掛けて算出し、債務者区分が要注意先の場合、未保全額に破綻懸念先の実績率から要注意先の実績率を差し引いたものを掛けて算出しております。
繰延税金資産……………1,107百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受けうる可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
37百万円
20. 子会社等の株式又は出資金の総額
(連結子会社及び連結子法人等の株式又は出資金を除く) 5百万円
21. 子会社等に対する金銭債務総額 18百万円
22. 有形固定資産の減価償却累計額 8,666百万円
23. 有形固定資産の圧縮記憶額 748百万円
24. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4,659百万円
危険債権額 27,074百万円
三月以上延滞債権額 一百万円
貸出条件緩和債権額 132百万円
合計額 31,867百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. ローン・パーティシペーションで、移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（令和6年7月1日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の当連結会計年度末残高はございません。

26. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は504百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産 有価証券 37,284百万円
担保資産に対応する債務 借入金 一百万円
上記のほか、為替決済、日銀歳入及び日銀当座貸越、市税収納保証等の取引の担保として定期預金10,005百万円、有価証券1,062百万円を差し入れております。

28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法第3条第3項に定める	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号及び同条第4号に定める地方税法（固定資産税評価額）と地価税法（路線価等）に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
再評価の方法	同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

- 1,773百万円
29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫並びに連結される子法人及び子法人等の保証債務の額は1,400百万円であります。

30. 出資1口当たりの純資産額 1,696円20銭

31. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会において資産及び負債の総合的管理を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

預け金には期日前解約特約付定期預金、延長特約付定期預金が含まれております。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫グループは、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会、リスク管理委員会、理事会を開催し、審議・報告が行われております。さらに与信管理の状況については、融資部、企業サポート部、経営管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部・経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫グループは、ALM委員会によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM委員会規程において、資産・負債の構成内容を総合的に管理し、その最適組み合わせを実現し、適正利益を安定的に確保するために経営全般に亘る具体的方策を決定することとしており、必要ある場合は理事会に付議・報告することとしております。

経営管理部において統合的リスク管理表によるリスク量の計量化を行うとともに、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースでリスク管理委員会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理
当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の監督の下、余裕資金運用基準等に基づき行われております。このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。経営企画部で保有している株式等の多くは、純投資目的で保有しているものであり、投資先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は経営企画部を通じ、ALM委員会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、投資信託、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5項二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末において上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は5,240百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、流動性リスク管理要領により、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

32. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	129,107	126,814	△2,292
(2) 買入金銭債権	39	38	△0
(3) 有価証券 その他有価証券	76,893	76,893	—
(4) 貸出金（＊1） 貸倒引当金（＊2）	375,567 △10,635		
	364,931	362,602	△2,329
金融資産計	570,971	566,349	△4,622
(1) 預金積金	583,187	583,470	282
金融負債計	583,187	583,470	282

（＊1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に信金中金定期預金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

期日前解約特約付定期預金、延長特約付定期預金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、債権に準じ、債務者区分毎に分類を行い、割引債を用いて時価を算出しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については33.から35.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～④の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、割引手形・手形貸付・当座貸越については残存期間が短期間であるため貸出金計上額

④ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率（過去3ヶ月の新規実行金利の実績値平均）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、過去3ヶ月の新規預入金利の実績値平均の利率を用いております。

（注2）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
関連法人等株式（＊1）	17
非上場株式（＊1）（＊2）	505
信金中金出資金（＊1）	3,272
合 計	3,796

（＊1）関連法人等株式及び非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和6年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当連結会計年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	47,907	52,200	29,000	—
有価証券	3,169	28,773	10,090	34,309
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	3,169	28,773	10,090	34,309
買入金銭債権	—	39	—	—
貸出金（＊）	36,959	52,581	76,766	143,577
合 計	88,036	133,593	115,856	177,886

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（＊）	561,164	21,961	61	—
合 計	561,164	21,961	61	—

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「外国証券」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、35.まで同様であります。

その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,639	1,004	635
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他の証券	6,040	5,543	497
	小 計	7,680	6,547	1,132
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	373	444	△70
	債 券	58,824	66,748	△7,924
	国 債	7,600	10,615	△3,015
	地方債	26,307	29,968	△3,661
	社 債	24,917	26,164	△1,247
	その他の証券	10,015	11,434	△1,419
	小 計	69,213	78,627	△9,414
合 計		76,893	85,175	△8,281

34. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	289	102	30
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	2,020	—	79
その他の証券	414	35	21
合 計	2,724	138	131

35. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

減損処理基準 時価のある有価証券につきましては、期末日の時価の下落率が50%以上の場合、すべて減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満の著しい下落については、回復の可能性があると思われる銘柄を除いて減損処理を行っております。時価を把握することが極めて困難と認められる株式につきましては、期末日の実質価額が当該株式を取得した時のそれと比較して50%程度以上下落した場合は減損処理を行っております。

36. 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	300	—

37. 満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
該当ありません。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は51,673百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが39,722百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫グループの将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他相当の事由があるときは、当金庫グループが実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を請じております。

39. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△2,506百万円
年金資産（時価）	4,840
未積立退職給付債務	2,333
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	△1,263
未認識過去勤務債務（債務の減額）	—
連結貸借対照表計上額の純額	1,070
退職給付に係る資産	1,070
退職給付に係る負債	0

40. 会計方針の変更
該当ありません。

41. 表示方法の変更
該当ありません。

連結損益計算書の注記事項

- （注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額△845円27銭
3. その他の経常収益について
その他の経常収益には、株式等売却益138百万円を含んでおります。
4. その他の経常費用について
その他の経常費用には、時効預金払戻額110百万円、責任共有制度負担金122百万円を含んでおります。
5. その他の特別損失について
その他の特別損失3百万円は、土地再評価差額金取崩額です。
6. 減損損失について
減損損失には向田出張所0百万円を含んでおります。

■事業の種類別セグメント情報

連結会社は、信用金庫業務以外に一部の事業を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

■連結後の信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,862	4,659
危 険 債 権	24,813	27,074
要 管 理 債 権	2,074	132
三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	2,074	132
小 計 (A)	29,749	31,867
正 常 債 権 (B)	346,323	347,497
総 与 信 残 高 (A) + (B)	376,073	379,364

子会社等

■金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

当金庫グループは当金庫と「南九州サービス株式会社」で構成されており、信用金庫業務を中心に、現金等の輸送に関する業務請負などの金融サービスを提供しております。

鹿児島相互信用金庫

本支店／55か店
代理店／1か店

南九州サービス株式会社

持分法適用関連法人

子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当庫 議決権比率	子会社等の 議決権比率
南九州サービス株式会社	鹿児島市泉町2番3号	現金・有価証券・文書等の輸送に関する業務請負	昭和59年3月1日	10 ^{百万円}	50 [%]	— [%]

経営指標（連結）

■直近の事業年度における事業の概況

当金庫グループは当金庫と「南九州サービス株式会社」で構成されており、信用金庫業務を中心に、現金等の輸送に関する業務請負などの金融サービスを提供しております。

令和7年度の連結決算においては、関連法人である「南九州サービス株式会社」の持分法投資差益により、単体の決算に比べて経常収益が444千円増加しております。その結果、経常損失は6,334百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は6,717百万円となりました。なお、パーゼルⅢ基準による自己資本比率は、前期比2.00%低下し、6.22%となりました。

■5連結会計年度における主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)	令和5年度 (令和6年3月末)	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
連結経常収益	10,187	10,005	9,660	10,070	10,992
連結経常利益	541	948	428	594	△6,334
親会社株主に帰属する当期純利益	325	593	381	234	△6,717
連結純資産額	27,646	25,243	25,365	22,265	13,654
連結総資産額	671,183	680,726	623,536	607,972	603,649
連結自己資本比率	7.92 %	8.07 %	7.99 %	8.22 %	6.22 %

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

I. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	27,535	20,627
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,057	6,994
うち、利益剰余金の額	20,605	13,759
うち、外部流出予定額（△）	127	126
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	670	1,066
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	670	1,066
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	28,206	21,694
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	83	71
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	83	71
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	587	770
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	670	842
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)） (ハ)	27,535	20,851
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	320,354	320,436
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,438	14,620
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	334,792	335,056
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）	8.22%	6.22%

（注） 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

【自己資本調達手段の概要】

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等であります。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普 通 出 資	①発行主体	鹿児島相互信用金庫	
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,994百万円	
非 累 積 的 永 久 優 先 出 資	①発行主体	鹿児島相互信用金庫	
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,000百万円	
期 限 付 劣 後 ロ ー ン	①発行主体	—	
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	— 百万円	— 百万円
	③償還期限		

【オペレーショナル・リスクに関する事項】

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、イベントリスク、風評リスク、法務リスクを含む幅広いリスクと考え、それぞれのリスクについて管理体制や管理方法に関するリスク管理要領を定め、リスクを認識し評価しております。また、これらのリスクに関しては、顕在化の未然防止及び発生時の極小化に努めるとともに、リスク管理委員会で統合的に管理し、必要に応じて理事会等に付議、報告することで経営陣への報告態勢を整備しております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。

(2) BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、告示第305条に定められた方法に基づき、預金規模業務などの規模を表すILD（金利等区分）、役務取引等の規模を表すSC（サービス区分）、金融商品規模を表すFC（金融取引等区分）の各構成要素を合計し算出しております。

(3) ILMの算出方法

過去の内部損失データを基に算出されるILM（内部損失乗数）は、告示第306条に基づき、当金庫のBIの額より「1」を使用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計		320,354	12,814	320,436	12,817
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		312,452	12,498	307,680	12,307
イ.	現金	—	—	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	13	0
	我が国の政府関係機関向け	10	0	309	12
	地方三公社向け	99	3	99	3
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	26,306	1,052	26,310	1,052
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	640	25	850	34
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	93,382	3,735	92,873	3,714
	特定貸付債権向け	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	38,839	1,553	40,361	1,614
	トランザクター向け	778	31	746	29
	不動産関連向け	95,056	3,802	91,505	3,660
	自己居住用不動産等向け	15,143	605	14,784	591
	賃貸用不動産向け	44,608	1,784	43,512	1,740
	事業用不動産関連向け	35,303	1,412	33,208	1,328
	その他不動産関連向け	—	—	—	—
	ADC向け	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	1,510	60	1,888	75
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	29,954	1,198	25,625	1,025
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	141	5	—	—
	取立未済手形	34	1	23	0
	信用保証協会等による保証付	2,032	81	2,209	88
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
	株式等	1,746	69	2,572	102
	上記以外	23,338	933	23,887	955
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,000	80	2,000	80
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本にかかる調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,173	166	5,175	207
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
	上記以外のエクスポージャー	17,165	686	16,712	668
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—	—
	短期STC要件適用分	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,902	316	12,755	510
ルック・スルー方式	7,902	316	12,755	510
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,438	577	14,620	584
BI	9,625		9,747	
BIC	1,155		1,169	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	334,792	13,391	335,056	13,402

- （注）1. 所要自己資本の額＝リスクアセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率については、国内基準である4%を上回っており経営の健全性・安全性を保っております。
なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別、業種別及び残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー 区 分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	地域区分 業種区分 期間区分	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
国 内	607,743	612,193	382,277	385,567	68,160	66,748	571	368	25,696	28,442
国 外	1,900	1,400	—	—	1,900	1,400	—	—	—	—
地域別合計	609,643	613,593	382,277	385,567	70,060	68,148	571	368	25,696	28,442
製 造 業	33,824	33,623	27,510	26,867	5,684	5,978	—	—	2,051	2,390
農 業、林 業	6,004	6,328	5,804	6,078	200	250	—	—	106	400
漁 業	12,355	11,766	12,346	11,716	—	50	—	—	3,259	3,296
鉱業、採石業、 砂 利 採 取 業	2,182	1,991	2,174	1,975	—	—	—	—	1,494	1,410
建 設 業	45,222	47,748	44,307	46,657	850	1,000	—	—	5,324	5,143
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	24,672	21,474	9,576	8,577	15,096	12,896	—	—	—	502
情 報 通 信 業	1,570	1,336	1,080	1,061	450	250	—	—	104	95
運輸業、郵便業	12,945	13,524	12,244	12,629	500	696	—	—	166	—
卸売業、小売業	36,720	38,675	35,054	36,835	1,448	1,548	—	0	5,144	4,421
金融業、保険業	138,559	142,875	5,026	5,978	4,000	3,704	—	—	340	296
不 動 産 業	69,846	70,955	69,128	70,075	699	849	—	—	2,805	2,513
物 品 賃 貸 業	1,312	1,303	1,256	1,248	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技 術 サ ー ビ ス	6,235	6,675	6,235	6,675	—	—	—	—	—	932
宿 泊 業	8,003	9,135	7,903	9,035	100	100	—	—	1,751	2,038
飲 食 業	9,507	8,799	9,507	8,799	—	—	—	—	798	598
生活関連サービス業、 娯 楽 業	12,361	11,891	12,240	11,780	100	100	—	—	1,675	3,390
教育、学習支援業	3,815	3,649	3,815	3,649	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	24,819	23,972	24,819	23,972	—	—	—	—	472	1,014
その他のサービス	13,548	13,250	13,442	13,174	—	—	—	—	4	—
国・地方公共団体等	54,558	54,689	13,626	13,965	40,931	40,724	—	—	—	—
個 人	65,173	64,813	65,173	64,813	—	—	—	—	195	—
そ の 他	26,403	25,113	—	—	—	—	571	368	—	—
業種別合計	609,643	613,593	382,277	385,567	70,060	68,148	571	368	25,696	28,442
1 年 以 下	136,494	148,467	85,032	88,727	2,199	2,258	571	368		
1 年 超 3 年 以 下	84,607	78,055	21,974	23,503	6,563	10,513	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	53,389	59,780	31,132	38,753	15,543	12,826	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	49,129	44,395	40,090	29,909	6,038	3,486	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	76,882	72,432	51,182	49,937	2,700	4,495	—	—		
10 年 超	185,809	185,399	149,294	151,332	36,515	34,067	—	—		
期間の定めのないもの	23,330	25,061	3,570	3,404	500	500	—	—		
残存期間別合計	609,643	613,593	382,277	385,567	70,060	68,148	571	368		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

【リスクの管理の方針及び手続きの概要】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクの一つであるとの認識にたち、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、役職員にその理解と遵守を促すとともに信用リスクを的確に認識する管理態勢を構築しています。また、信用リスクの評価について、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。信用リスク管理状況について、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会等において経営陣に対する報告をする態勢を構築しております。貸倒引当金は、「資産自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
					目的使用		その他			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
一般貸倒引当金	517	670	670	1,066	—	—	517	670	670	1,066
個別貸倒引当金	3,385	4,060	4,060	9,608	131	1,109	3,253	2,950	4,060	9,608
合計	3,902	4,730	4,730	10,675	131	1,109	3,770	3,620	4,730	10,675

（注） 当期減少額のその他は洗替による取崩額です。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	654	661	661	734	2	12	652	649	661	734	10	81
農 業、 林 業	0	16	16	157	0	5	0	11	16	157	59	50
漁 業	988	1,296	1,296	2,272	0	363	988	932	1,296	2,272	0	364
鉱業・採石業、 砂利採取業	94	71	71	135	—	—	94	71	71	135	—	—
建 設 業	316	302	302	1,385	21	38	294	264	302	1,385	41	63
電 気 ・ ガ ス ・ 熱供給 ・ 水道業	—	1	1	502	—	1	—	—	1	502	3	1
情 報 通 信 業	4	3	3	5	—	—	4	3	3	5	—	—
運輸業、郵便業	33	23	23	17	—	11	33	12	23	17	—	5
卸売業、小売業	468	1,001	1,001	1,195	34	625	433	375	1,001	1,195	46	671
金融業、保険業	230	301	301	296	—	—	230	301	301	296	—	—
不 動 産 業	169	144	144	1,249	—	29	169	115	144	1,249	—	96
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	—	—	—	550	—	—	—	—	—	550	7	0
宿 泊 業	12	71	71	154	—	—	12	71	71	154	—	0
飲 食 業	64	36	36	49	4	8	60	27	36	49	8	17
生活関連サービス業、 娯 楽 業	97	81	81	296	—	—	97	81	81	296	1	0
教育、学習支援業	—	0	0	29	—	0	—	—	0	29	—	0
医 療、 福 祉	148	16	16	452	1	0	146	16	16	452	21	0
その他のサービス	52	9	9	89	40	6	11	2	9	89	41	93
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	48	20	20	32	25	6	23	14	20	32	27	30
合 計	3,385	4,060	4,060	9,608	131	1,109	3,253	2,950	4,060	9,608	268	1,478

（注） 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・アセ ットの額	
	令和6年度					
現金	9,705	—	9,705	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,239	—	11,239	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43,646	—	43,646	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	138	—	138	—	—	0%
我が国の政府関係機関向け	255	—	255	—	10	3%
地方三公社向け	500	—	498	—	99	19%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	131,034	—	131,034	—	26,306	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,700	—	2,700	—	640	23%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	116,615	20,446	112,702	5,239	93,382	79%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	72,444	45,277	69,501	3,544	38,839	53%
トランザクター向け	—	33,947	—	2,228	778	34%
不動産関連向け	128,505	—	127,984	—	95,056	74%
自己居住用不動産等向け	37,039	—	36,929	—	15,143	41%
賃貸用不動産向け	58,841	—	58,616	—	44,608	76%
事業用不動産関連向け	32,623	—	32,438	—	35,303	108%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,510	—	1,510	—	1,510	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	20,413	40	20,373	4	29,954	146%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	226	—	226	—	141	62%
取立未済手形	170	—	170	—	34	19%
信用保証協会等による保証付	36,457	939	36,457	93	2,032	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,746	—	1,746	—	1,746	100%
合　　計					289,113	

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・アセ ットの額	
	令和7年度					
現金	8,743	—	8,743	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,943	—	11,943	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43,933	—	43,933	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	138	—	138	—	13	10%
我が国の政府関係機関向け	3,091	—	3,091	—	309	9%
地方三公社向け	500	—	497	—	99	19%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	132,403	—	132,403	—	26,310	19%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,900	—	2,900	—	850	29%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	116,500	19,730	111,508	4,676	92,873	79%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	73,870	45,916	71,215	3,638	40,361	53%
トランザクター向け	—	32,668	—	2,129	746	35%
不動産関連向け	126,551	—	125,992	—	91,505	72%
自己居住用不動産等向け	36,505	—	36,360	—	14,784	40%
賃貸用不動産向け	59,354	—	59,115	—	43,512	73%
事業用不動産関連向け	30,691	—	30,516	—	33,208	108%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,510	—	1,510	—	1,888	124%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	17,937	45	17,907	11	25,625	143%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	117	—	117	—	23	19%
信用保証協会等による保証付	34,555	907	34,555	90	2,209	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	-
株式等	1,984	—	1,984	—	2,572	129%
合　　計					283,792	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
令和6年度																
現金	9,705	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,239	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43,646	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	138	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	255	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	498	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	128,534	—	1,000	—	—	—	—	—	—	1,500	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	7,887	—	—	—	—	—	—	—	—	15,990	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,228	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,228	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	3,198	1,425	7,539	—	3,070	0	2,437	—	13,893	2,909	113	7,549	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	3,198	1,425	3,780	—	—	0	2,437	—	—	2,909	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	3,758	—	3,070	—	—	—	13,893	—	113	7,549	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	416	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	16,221	20,329	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	80,812	20,724	—	140,289	1,425	8,539	—	3,070	0	2,437	—	16,121	20,816	113	7,549	—

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）														
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他
令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,705
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,239
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,646
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	138
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	255
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	498
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	131,034
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	66,104	—	—	27,958	—	—	—	—	—	—	—	117,942
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	69,227	—	—	—	—	1,589	—	—	—	—	—	—	—	73,045
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,228
不動産関連向け	25,096	6,825	—	—	1,931	—	—	20,267	25,440	—	—	6,286	—	—	127,984
自己居住用不動産等向け	22,572	606	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36,929
賃貸用不動産向け	—	6,219	—	—	—	—	—	20,267	—	—	—	3,743	—	—	58,616
事業用不動産関連向け	2,523	—	—	—	1,931	—	—	—	25,440	—	—	2,543	—	—	32,438
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	1,510	—	—	—	—	—	—	—	1,510
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	226	—	—	—	—	—	—	—	226
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	170
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36,551
株式等	—	—	—	—	—	—	1,746	—	19,304	—	—	—	—	—	21,050
合 計	25,096	76,053	—	66,104	1,931	—	33,031	20,267	44,744	—	—	26,247	—	—	595,378

(単位：百万円)

資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																	
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
令和7年度																	
現金	8,743	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,943	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43,933	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	138	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	3,091	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	497	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	129,903	—	2,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	400	—	2,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	8,011	—	—	—	—	—	—	—	—	14,009	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	26,364	—	—	—	—	—	—	—	1,282	4,756	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	846	—	—	—	—	—	—	—	1,282	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	27	—	10,338	1,224	7,153	—	2,809	—	1,859	—	13,550	16,383	—	7,782	—	—
自己居住用不動産等向け	—	27	—	10,338	1,224	2,763	—	—	—	1,859	—	—	16,377	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	4,390	—	2,809	—	—	—	13,550	—	—	7,782	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	81	—	—	—	—	—	—	—	—	1,143	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	117	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	12,552	22,093	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	77,173	25,351	—	175,315	1,224	9,653	—	2,809	—	1,859	—	14,833	36,293	—	7,782	—	—

資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																	
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
令和7年度																	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,743
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,943
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,933
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	138
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,091
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	497
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	132,403
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,900
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	616	—	64,958	—	—	28,588	—	—	—	—	—	—	—	—	—	116,185
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	41,266	—	—	—	—	1,183	—	—	—	—	—	—	—	—	—	74,853
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,129
不動産関連向け	6,176	7,663	—	—	1,646	—	—	21,758	23,826	—	—	3,792	—	—	—	—	125,992
自己居住用不動産等向け	3,623	145	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36,360
賃貸用不動産向け	—	7,517	—	—	—	—	—	21,758	—	—	—	1,306	—	—	—	—	59,115
事業用不動産関連向け	2,552	—	—	—	1,646	—	—	—	23,826	—	—	2,485	—	—	—	—	30,516
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,510	—	—	—	—	1,510
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	117
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34,645
株式等	—	—	—	—	—	—	24	—	—	—	1,959	—	—	—	—	—	1,984
合 計	6,176	49,549	—	64,958	1,646	—	29,796	21,758	23,826	—	1,959	21,992	—	—	—	—	573,961

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円、％）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	286,722	11,546	10%	287,805
40%～70%	68,943	25,180	10%	70,166
75%	48,117	9,061	13%	46,140
80%	—	—	—	—
85%	64,253	10,215	38%	65,721
90%～100%	33,014	10,666	14%	32,894
105%～130%	65,124	—	—	65,011
150%	27,786	33	10%	27,688
250%	800	—	—	800
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	594,763	66,704	15%	596,227

（単位：百万円、％）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	290,568	11,007	10%	291,527
40%～70%	65,790	24,409	10%	66,944
75%	50,903	11,164	13%	49,549
80%	—	—	—	—
85%	64,114	10,141	34%	64,958
90%～100%	32,711	9,831	12%	31,443
105%～130%	47,657	—	—	47,545
150%	22,035	45	24%	21,992
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	573,781	66,600	15%	573,961

（注）「CCFの加重平均値（％）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで。

【標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項】

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関はR&I等4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	8,802	9,649	92,108	90,657	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへ十分説明しご理解をいただいたうえで、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」及び「担保評価規程」等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替等に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨を確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、国、地方公共団体、政府関係機関等及び適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	0	—
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
①派生商品取引合計	—	0	—	0
(i) 外国為替関連取引	—	0	—	0
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	0	—	0

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

外国為替関連取引は、すべて先物為替予約であり、取引相手は信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫であることから、リスクについては問題ありません。

有価証券関連取引については、余裕資金運用基準に定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクともに、適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

【証券化エクスポージャーに関する事項】

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当金庫の証券化取引における役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資家として行う証券化取引については、有価証券投資の一環としてとらえ、リスク認識については、裏付資産の状況、適格格付機関が付与する格付け情報、時価評価、市場動向等により把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「余剰資金運用基準」に基づき、種別別保有限度額、格付による1銘柄あたりの保有限度額、リスク量限度枠などの基準内での取引に限定し運用・管理を行っております。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで（自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品（再証券化商品を含む。）への投資にあたっては、当金庫の「余剰資金運用基準」において、事前に当該商品及びその裏付資産に係る市場の状況や当該商品に関するモニタリングに必要な各種情報が継続的に入手可能であること等を確認し、裏付資産の状況・パフォーマンス、内包されるリスク等の分析を行うこととし、また、保有する証券化商品（再証券化商品を含む。）については当金庫の「時価会計基準」において半期ごとにモニタリングを行い、状況（時価、評価損益、裏付資産に係る情報等）について理事長まで報告する体制としています。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(4) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の時価会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関はR&I等4つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	1,442	1,442	2,053	2,053
非 上 場 株 式 等	3,839	3,839	3,839	3,839
合 計	5,281	5,281	5,892	5,892

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

区 分	令和6年度	令和7年度
売 却 益	168	138
売 却 損	21	30
償 却	0	0

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	190	555

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

【信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価、残高の限度額管理及びリスク量の計測による把握によって行い、その管理については、設定された残高限度枠、リスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を担当役員に定期的に報告しております。また、運用状況についてはALM委員会に諮るとともに、リスク管理の状況についてはリスク管理委員会を通じて適切なリスク管理に努めております。なお、株式関連商品への投資は、有価証券の投資方針に定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心がけております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他の出資金に関するリスク管理の状況については、財務諸表や運用報告を基にしたモニタリングを実施するとともに、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の時価会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	16,635	15,529
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,240	6,518	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	742	105
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,240	6,518	742	105
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	20,851		27,535	

【金利リスクに関する事項】

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫のすべての金利感応資産・負債を管理対象として、重要性をふまえて金利リスクを計測しています。

金利リスク計測については、△EVE（金利変動に伴う経済価値の変化量）、VaR（バリュー・アット・リスク）といった指標を用いています。

VaRの上限枠は年度ごとにリスク管理委員会で決定し、その遵守状況についてはリスク管理部署がリスク管理委員会において月次で報告しています。また、△EVEは四半期ごとに計測し、経営陣に報告し適切に管理しています。

なお、当金庫では金利リスクの削減手法としてのヘッジ取引は行っておりません。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

(2) 金利リスクの算定方法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの）及び金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	3.17年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	10年
流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提	コア預金モデルを使用して流動性預金に金利改定の満期を割り当てています。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した Δ EVEの正值のみ合算しており、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	割引金利にはリスクフリーレートを使用しています。キャッシュ・フローには信用スプレッド等を含めています。
内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	当金庫はコア預金内部モデルにより算出したコア預金を使用して Δ EVE及び Δ NIIを算出していますが、重大な影響を及ぼすその他の前提は該当ありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する事項	Δ EVE、 Δ NIIともに算定方法に関する変更はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期末時点の重要性テストの結果は25.131%であり、引き続きリスクコントロールに努めてまいります。

②自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・当金庫では、銀行勘定の金利リスクをVaR（観測期間5年、保有期間1年、信頼水準99%）により定期的に計測し、リスク管理委員会に報告するなど、モニタリングを実施しております。

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

Ⅱ. 連結における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	27,548	20,640
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,057	6,994
うち、利益剰余金の額	20,618	13,772
うち、外部流出予定額 (△)	127	126
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	670	1,066
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	670	1,066
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	28,218	21,707
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	83	71
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	83	71
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	587	770
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	670	842
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	27,547	20,864
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	320,367	320,453
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,438	14,620
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の合計額 (ニ)	334,805	335,073
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.22%	6.22%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

【連結の範囲に関する事項】

- ・「自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」第5条に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因につきましては、連結自己資本比率算定上の対象会社と連結財務諸表の対象会社が相違しないことから、該当はありません。
- ・「自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の純資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」に該当する事項は、特にありません。
- ・「連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の純資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」に該当する事項は、特にありません。
- ・「連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要」に該当する事項は、特にありません。

【自己資本調達手段の概要】

内容は単体と同じです。52ページをご覧ください。

【オペレーショナル・リスクに関する事項】

内容は単体と同じです。52ページをご覧ください。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計		320,367	12,814	320,453	12,818
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		312,464	12,498	307,696	12,307
イ.	現金	—	—	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	13	0
	我が国の政府関係機関向け	10	0	309	12
	地方三公社向け	99	3	99	3
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	26,306	1,052	26,310	1,052
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	640	25	850	34
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	93,382	3,735	92,873	3,714
	特定貸付債権向け	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	38,839	1,553	40,361	1,614
	トランザクター向け	778	31	746	29
	不動産関連向け	95,056	3,802	91,505	3,660
	自己居住用不動産等向け	15,143	605	14,784	591
	賃貸用不動産向け	44,608	1,784	43,512	1,740
	事業用不動産関連向け	35,303	1,412	33,208	1,328
	その他不動産関連向け	—	—	—	—
	ADC向け	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	1,510	60	1,888	75
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	29,954	1,198	25,625	1,025
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	141	5	—	—
	取立未済手形	34	1	23	0
	信用保証協会等による保証付	2,032	81	2,209	88
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
	株式等	1,758	70	2,589	103
	上記以外	23,338	933	23,887	955
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,000	80	2,000	80
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本にかかる調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,173	166	5,175	207
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
	上記以外のエクスポージャー	17,165	686	16,712	668
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—	—
	短期STC要件適用分	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,902	316	12,755	510
ルック・スルー方式	7,902	316	12,755	510
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	14,438	577	14,620	584
BI	9,625		9,747	
BIC	1,155		1,169	
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額（イ＋ロ）	334,805	13,392	335,073	13,402

- （注）1. 所要自己資本の額＝リスクアセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
6. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×4%

【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

内容は単体と同じです。54ページをご覧ください。

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別、業種別及び残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー 区 分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	地域区分 業種区分 期間区分	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
国 内	607,755	612,206	382,277	385,567	68,160	66,748	571	368	25,696	28,442
国 外	1,900	1,400	—	—	1,900	1,400	—	—	—	—
地域別合計	609,655	613,606	382,277	385,567	70,060	68,148	571	368	25,696	28,442
製 造 業	33,824	33,623	27,510	26,867	5,684	5,978	—	—	2,051	2,390
農 業、 林 業	6,004	6,328	5,804	6,078	200	250	—	—	106	400
漁 業	12,355	11,766	12,346	11,716	—	50	—	—	3,259	3,296
鉱業、採石業、 砂 利 採 取 業	2,182	1,991	2,174	1,975	—	—	—	—	1,494	1,410
建 設 業	45,222	47,748	44,307	46,657	850	1,000	—	—	5,324	5,143
電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業	24,672	21,474	9,576	8,577	15,096	12,896	—	—	—	502
情 報 通 信 業	1,570	1,336	1,080	1,061	450	250	—	—	104	95
運輸業、郵便業	12,958	13,537	12,244	12,629	500	696	—	—	166	—
卸売業、小売業	36,720	38,675	35,054	36,835	1,448	1,548	—	0	5,144	4,421
金融業、保険業	138,559	142,875	5,026	5,978	4,000	3,704	—	—	340	296
不 動 産 業	69,846	70,955	69,128	70,075	699	849	—	—	2,805	2,513
物 品 賃 貸 業	1,312	1,303	1,256	1,248	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技 術 サ ー ビ ス	6,235	6,675	6,235	6,675	—	—	—	—	—	932
宿 泊 業	8,003	9,135	7,903	9,035	100	100	—	—	1,751	2,038
飲 食 業	9,507	8,799	9,507	8,799	—	—	—	—	798	598
生活関連サービス業、 娯 楽 業	12,361	11,891	12,240	11,780	100	100	—	—	1,675	3,390
教育、学習支援業	3,815	3,649	3,815	3,649	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	24,819	23,972	24,819	23,972	—	—	—	—	472	1,014
その他のサービス	13,548	13,250	13,442	13,174	—	—	—	—	4	—
国・地方公共団体等	54,558	54,689	13,626	13,965	40,931	40,724	—	—	—	—
個 人	65,173	64,813	65,173	64,813	—	—	—	—	195	—
そ の 他	26,403	25,113	—	—	—	—	571	368	—	—
業種別合計	609,655	613,606	382,277	385,567	70,060	68,148	571	368	25,696	28,442
1 年 以 下	136,494	148,467	85,032	88,727	2,199	2,258	571	368		
1 年 超 3 年 以 下	84,607	78,055	21,974	23,503	6,563	10,513	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	53,389	59,780	31,132	38,753	15,543	12,826	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	49,129	44,395	40,090	29,909	6,038	3,486	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	76,882	72,432	51,182	49,937	2,700	4,495	—	—		
10 年 超	185,809	185,399	149,294	151,332	36,515	34,067	—	—		
期間の定めのないもの	23,342	25,073	3,570	3,404	500	500	—	—		
残存期間別合計	609,655	613,606	382,277	385,567	70,060	68,148	571	368		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

【リスクの管理の方針及び手続きの概要】

内容は単体と同じです。56ページをご覧ください。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

内容は単体と同じです。56ページをご覧ください。

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

内容は単体と同じです。56ページをご覧ください。

二．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・アセ ットの額	
	令和6年度					
現金	9,705	—	9,705	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,239	—	11,239	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43,646	—	43,646	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	138	—	138	—	—	0%
我が国の政府関係機関向け	255	—	255	—	10	3%
地方三公社向け	500	—	498	—	99	19%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	131,034	—	131,034	—	26,306	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,700	—	2,700	—	640	23%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	116,615	20,446	112,702	5,239	93,382	79%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	72,444	45,277	69,501	3,544	38,839	53%
トランザクター向け	—	33,947	—	2,228	778	34%
不動産関連向け	128,505	—	127,984	—	95,056	74%
自己居住用不動産等向け	37,039	—	36,929	—	15,143	41%
賃貸用不動産向け	58,841	—	58,616	—	44,608	76%
事業用不動産関連向け	32,623	—	32,438	—	35,303	108%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,510	—	1,510	—	1,510	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	20,413	40	20,373	4	29,954	146%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	226	—	226	—	141	62%
取立未済手形	170	—	170	—	34	19%
信用保証協会等による保証付	36,457	939	36,457	93	2,032	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,758	—	1,758	—	1,758	100%
合 計					289,126	

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・アセ ットの額	
	令和7年度					
現金	8,743	—	8,743	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,943	—	11,943	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43,933	—	43,933	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	138	—	138	—	13	10%
我が国の政府関係機関向け	3,091	—	3,091	—	309	9%
地方三公社向け	500	—	497	—	99	19%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	132,403	—	132,403	—	26,310	19%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,900	—	2,900	—	850	29%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	116,500	19,730	111,508	4,676	92,873	79%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	73,870	45,916	71,215	3,638	40,361	53%
トランザクター向け	—	32,668	—	2,129	746	35%
不動産関連向け	126,551	—	125,992	—	91,505	72%
自己居住用不動産等向け	36,505	—	36,360	—	14,784	40%
賃貸用不動産向け	59,354	—	59,115	—	43,512	73%
事業用不動産関連向け	30,691	—	30,516	—	33,208	108%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,510	—	1,510	—	1,888	124%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	17,937	45	17,907	11	25,625	143%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	117	—	117	—	23	19%
信用保証協会等による保証付	34,555	907	34,555	90	2,209	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,997	—	1,997	—	2,589	129%
合 計					283,808	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和6年度																
現金	9,705	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,239	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43,646	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	138	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	255	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	498	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	128,534	—	1,000	—	—	—	—	—	—	1,500	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	7,887	—	—	—	—	—	—	—	—	15,990	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,228	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,228	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	3,198	1,425	7,539	—	3,070	0	2,437	—	13,893	2,909	113	7,549	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	3,198	1,425	3,780	—	—	0	2,437	—	—	2,909	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	3,758	—	3,070	—	—	—	13,893	—	113	7,549	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	416	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付株式等	16,221	20,329	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	80,812	20,724	—	140,289	1,425	8,539	—	3,070	0	2,437	—	16,121	20,816	113	7,549	—	—

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,705
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,239
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,646
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	138
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	255
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	498
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	131,034
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	66,104	—	—	27,958	—	—	—	—	—	—	—	—	117,942
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	69,227	—	—	—	—	1,589	—	—	—	—	—	—	—	—	73,045
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,228
不動産関連向け	25,096	6,825	—	—	1,931	—	—	20,267	25,440	—	—	6,286	—	—	—	127,984
自己居住用不動産等向け	22,572	606	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36,929
賃貸用不動産向け	—	6,219	—	—	—	—	—	20,267	—	—	—	3,743	—	—	—	58,616
事業用不動産関連向け	2,523	—	—	—	1,931	—	—	—	25,440	—	—	2,543	—	—	—	32,438
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	1,510	—	—	—	—	—	—	—	—	1,510
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	226	—	—	—	—	—	—	—	—	226
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	170
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36,551
株式等	—	—	—	—	—	—	1,758	—	19,304	—	—	—	—	—	—	21,062
合 計	25,096	76,053	—	66,104	1,931	—	33,043	20,267	44,744	—	—	26,247	—	—	—	595,391

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
令和7年度																
現金	8,743	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,943	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43,933	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	138	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	3,091	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	497	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	129,903	—	2,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	400	—	2,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	8,011	—	—	—	—	—	—	—	—	14,009	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	26,364	—	—	—	—	—	—	—	1,282	4,756	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	846	—	—	—	—	—	—	—	1,282	—	—	—	—
不動産関連向け	—	27	—	10,338	1,224	7,153	—	2,809	—	1,859	—	13,550	16,383	—	7,782	—
自己居住用不動産等向け	—	27	—	10,338	1,224	2,763	—	—	—	1,859	—	—	16,377	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	4,390	—	2,809	—	—	—	13,550	—	—	7,782	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	81	—	—	—	—	—	—	—	—	1,143	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	117	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	12,552	22,093	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	77,173	25,351	—	175,315	1,224	9,653	—	2,809	—	1,859	—	14,833	36,293	—	7,782	—

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）													
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%
令和7年度														
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,743
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,943
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,933
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	138
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,091
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	497
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	132,403
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,900
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	616	—	64,958	—	28,588	—	—	—	—	—	—	—	116,185
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	41,266	—	—	—	1,183	—	—	—	—	—	—	—	74,853
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,129
不動産関連向け	6,176	7,663	—	—	1,646	—	21,758	23,826	—	—	3,792	—	—	125,992
自己居住用不動産等向け	3,623	145	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36,360
賃貸用不動産向け	—	7,517	—	—	—	—	21,758	—	—	—	1,306	—	—	59,115
事業用不動産関連向け	2,552	—	—	—	1,646	—	—	23,826	—	—	2,485	—	—	30,516
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	1,510	—	—	1,510
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	117
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34,645
株式等	—	—	—	—	—	24	—	—	—	1,972	—	—	—	1,997
合 計	6,176	49,549	—	64,958	1,646	29,796	21,758	23,826	—	1,972	21,992	—	—	573,974

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	286,722	11,546	10%	287,805
40%～70%	68,943	25,180	10%	70,166
75%	48,117	9,061	13%	46,140
80%	—	—	—	—
85%	64,253	10,215	38%	65,721
90%～100%	33,027	10,666	14%	32,807
105%～130%	65,124	—	—	65,011
150%	27,786	33	10%	27,688
250%	800	—	—	800
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	594,775	66,704	15%	596,140

(単位：百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	290,568	11,007	10%	291,527
40%～70%	65,790	24,409	10%	66,944
75%	50,903	11,164	13%	49,549
80%	—	—	—	—
85%	64,114	10,141	34%	64,958
90%～100%	32,711	9,831	12%	31,443
105%～130%	47,670	—	—	47,558
150%	22,035	45	24%	21,992
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	573,794	66,600	15%	573,974

(注)「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

【標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項】

内容は単体と同じです。60ページをご覧ください。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

内容は単体と同じです。61ページをご覧ください。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

内容は単体と同じです。61ページをご覧ください。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

内容は単体と同じです。61ページをご覧ください。

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

内容は単体と同じです。61ページをご覧ください。

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

【証券化エクスポージャーに関する事項】

- (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要
内容は単体と同じです。62ページをご覧ください。
- (2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで（自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
内容は単体と同じです。62ページをご覧ください。
- (3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
内容は単体と同じです。62ページをご覧ください。
- (4) 証券化取引に関する会計方針
内容は単体と同じです。62ページをご覧ください。
- (5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
内容は単体と同じです。62ページをご覧ください。

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区 分	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	1,442	1,442	2,053	2,053
非 上 場 株 式 等	3,851	3,851	3,852	3,852
合 計	5,294	5,294	5,905	5,905

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

内容は単体と同じです。62ページをご覧ください。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

内容は単体と同じです。62ページをご覧ください。

ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

【信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

内容は単体と同じです。63ページをご覧ください。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

内容は単体と同じです。63ページをご覧ください。

(9) 金利リスクに関する事項

内容は単体と同じです。63ページをご覧ください。

【金利リスクに関する事項】

- (1) リスク管理の方針及び手続きの概要
内容は単体と同じです。63ページをご覧ください。
- (2) 金利リスクの算定手法の概要
内容は単体と同じです。64ページをご覧ください。

(10) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

店舗一覧

					キャッシュコーナー		視覚障がい者 対応	昼 休 み	貸 金 庫
					平日	土・日・祝日			
鹿児島市地区	本店営業部	〒892-0822 鹿児島市泉町2番3号	☎(099)223-5111		8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	上 町 支 店	〒892-0816 鹿児島市山下町17番22号	☎(099)226-2266		8:50~17:00	—	♠	◆	
	城 南 支 店	〒892-0838 鹿児島市新屋敷町31番20号	☎(099)226-5056		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	城 北 支 店	〒890-0005 鹿児島市下伊敷一丁目7番1号	☎(099)227-5111		8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	高見馬場支店	〒892-0847 鹿児島市西千石町17番30号	☎(099)226-6211		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	武 町 支 店	〒890-0053 鹿児島市中央町10番地	☎(099)251-1200		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	▲
	荒 田 支 店	〒890-0056 鹿児島市下荒田三丁目16番21号	☎(099)254-0186		8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	脇 田 支 店	〒890-0073 鹿児島市宇宿三丁目28番13号	☎(099)251-8419		8:50~18:00	—	♠	◆	
	原 良 支 店	〒890-0041 鹿児島市城西三丁目10番5号	☎(099)258-3261		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	南 支 店	〒891-0115 鹿児島市東開町3番72号	☎(099)267-3411		8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	田 上 支 店	〒890-0034 鹿児島市田上二丁目28番20号	☎(099)257-5581		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	武 岡 支 店	〒890-0031 鹿児島市武岡四丁目42番21号	☎(099)281-7322		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	慈眼寺支店	〒891-0141 鹿児島市谷山中央五丁目10番15号	☎(099)268-3311		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	新 栄 支 店	〒890-0072 鹿児島市新栄町19番4号	☎(099)256-3300		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	▲
	坂 元 支 店	〒892-0862 鹿児島市坂元町23番2号	☎(099)248-2000		8:50~18:00	—	♠	◆	
	吉 野 支 店	〒892-0877 鹿児島市吉野四丁目38番8	☎(099)244-3211		8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	西郷団地支店	〒890-0032 鹿児島市西陵一丁目1番8号	☎(099)281-5577		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	谷山港支店	〒891-0122 鹿児島市南栄六丁目2番地30	☎(099)260-3331		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	紫 原 支 店	〒890-0082 鹿児島市紫原四丁目13番16号	☎(099)258-7300		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	谷山北支店	〒891-0104 鹿児島市山田町字馬之口387番地3	☎(099)275-2911		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	▲
	桜 島 支 店	〒891-1419 鹿児島市桜島横山町38番地3	☎(099)293-3736		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	

南薩地区	加世田支店	〒897-0006 南さつま市加世田本町18番地25	☎(0993)53-3011		8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	川 辺 支 店	〒897-0215 南九州市川辺町平山字本町6998番地3	☎(0993)56-0476		8:50~18:00	—	♠	◆	
	吹 上 支 店	〒899-3301 日置市吹上町中原2927番地1	☎(099)296-2337		8:50~18:00	—	♠	◆	
	伊集院支店	〒899-2502 日置市伊集院町徳重三丁目12番地11	☎(099)273-6071		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	▲
	指 宿 支 店	〒891-0401 指宿市大牟礼一丁目6番15号	☎(0993)22-2287		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	

中薩地区	串木野支店	〒896-0014 いちき串木野市元町165番1	☎(0996)32-8888		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	川内中央支店	〒895-0076 薩摩川内市大小路町30番2号	☎(0996)22-7500		8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
	大小路支店	〒895-0076 薩摩川内市大小路町30番2号	☎(0996)22-7500		8:00~21:00	8:50~19:00	♠		▲
	市比野支店	〒895-1203 薩摩川内市樋脇町市比野2437番地7	☎(0996)38-0150		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	
	隈之城支店	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町1470番地1	☎(0996)25-1310		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	▲
	平 佐 支 店	〒895-0012 薩摩川内市平佐町3247番地1	☎(0996)25-2133		8:00~21:00	8:50~19:00	♠	◆	

視覚障がい者対応	◆ 昼休み導入店舗
♠ ハンドセット方式	▲ 貸金庫設置

				キャッシュコーナー			視覚障がい者 対応	昼 休 み	貸 金 庫
				平日	土・日・祝日				
北 薩 地 区	出 水 支 店	〒899-0205	出水市本町5番44号	☎(0996)62-1330	8:00～21:00	8:50～19:00	♠	◆	
	野 田 支 店	〒899-0502	出水市野田町下名147番地	☎(0996)84-2511	8:00～21:00	8:50～19:00	♠	◆	
	長 島 支 店	〒899-1401	出水郡長島町鷹巣字田島1771番地1	☎(0996)86-1116	8:00～21:00	8:50～19:00	♠	◆	▲
	西長島支店	〒899-1303	出水郡長島町指江字上前田139番地1	☎(0996)88-6671	8:50～18:00	—	♠	◆	
	阿久根支店	〒899-1624	阿久根市大丸町90番地3	☎(0996)72-0381	8:00～21:00	8:50～19:00	♠	◆	
始 良 地 区	国 分 支 店	〒899-4332	霧島市国分中央三丁目41番12号	☎(0995)46-1151	8:00～21:00	8:50～19:00	♠		▲
	加治木支店	〒899-5215	始良市加治木町本町66番地	☎(0995)63-3355	8:00～21:00	8:50～19:00	♠	◆	
	始 良 支 店	〒899-5421	始良市東餅田2491番地1	☎(0995)65-6455	8:00～21:00	8:50～19:00	♠	◆	▲
	隼 人 支 店	〒899-4332	霧島市国分中央三丁目41番12号	☎(0995)46-1151	8:00～21:00	8:50～19:00	♠		
曾 於 地 区	末 吉 支 店	〒899-8609	曾於市末吉町上町四丁目4番地12	☎(0986)76-1166	8:00～21:00	8:50～19:00	♠	◆	
	岩 川 支 店	〒899-8102	曾於市大隅町岩川6544番地3	☎(099)482-0136	8:50～18:00	—	♠	◆	
	志布志支店	〒899-7103	志布志市志布志町志布志三丁目24番1号	☎(099)472-1167	—	—	—	◆	
	大 崎 支 店	〒899-7305	曾於郡大崎町仮宿字長池1130番地20	☎(099)476-1101	8:00～21:00	8:50～19:00	♠	◆	
肝 属 地 区	串 良 支 店	〒893-1612	肝属郡東串良町池之原字渡口150番地	☎(0994)63-3141	8:50～18:00	—	♠	◆	
	高 山 支 店	〒893-1207	肝属郡肝付町新富13番地2	☎(0994)65-3141	8:00～21:00	8:50～19:00	♠	◆	
	吾 平 支 店	〒893-1101	鹿屋市吾平町上名字町7663番地6	☎(0994)58-5101	8:50～18:00	—	♠	◆	
	鹿 屋 支 店	〒893-0014	鹿屋市寿五丁目2番44号	☎(0994)43-3430	8:00～21:00	8:50～19:00	♠		▲
	西 原 支 店	〒893-0014	鹿屋市寿五丁目2番44号	☎(0994)44-5470	8:00～21:00	8:50～19:00	♠		
	垂 水 支 店	〒891-2123	垂水市本町25番地	☎(0994)32-0655	8:00～21:00	8:50～19:00	♠	◆	
	大根占支店	〒893-2302	肝属郡錦江町城元612番地	☎(0994)22-0544	8:00～21:00	8:50～19:00	♠	◆	
種 子 島 地 区	種子島支店	〒891-3111	西之表市西町6番地	☎(0997)22-1341	8:00～21:00	8:50～19:00	♠		
	中種子支店	〒891-3604	熊毛郡中種子町野間字蘭牟田5142番地20	☎(0997)27-1141	8:00～21:00	8:50～19:00	♠	◆	
	南種子支店	〒891-3701	熊毛郡南種子町中之上字茶屋ノ元2197番2	☎(0997)26-1181	8:00～21:00	8:50～19:00	♠	◆	
代 理 業 者 信 用 金 庫	佐多代理店 代理店主／岩元 榮作	〒893-2601	肝属郡南大隅町佐多伊座敷4109番地	☎(0994)26-1944	—	—	—	◆	

令和8年7月末現在

店外ATM一覧表

設置場所	住 所	取 扱 時 間		視覚障がい者対応
		平 日	土・日・祝日	
鹿 児 島 市 役 所 (共 同)	鹿児島市山下町13-1	8:00～18:00	—	♠
山 形 屋 (共 同)	鹿児島市中町10-15	9:00～19:00	9:00～19:00	♠
マ ル ヤ ガ ー デ ン ズ (共 同)	鹿児島市呉服町6-5	10:00～20:00	10:00～20:00	
コ モ ナ ー ト ビ ル (共 同)	鹿児島市千日町15-24	8:00～21:00	8:00～21:00	
J R 鹿 児 島 中 央 駅 (共 同)	鹿児島市中央町1-1	8:00～21:00	8:00～21:00	
そ う し ん 本 部 ビ ル	鹿児島市与次郎1-6-30	8:00～21:00	8:50～19:00	♠
ニシムタスカイマーケット鴨池店 (共同)	鹿児島市真砂本町51-1	8:00～21:00	8:00～21:00	
サンキュー新栄店 (共同) (※)	鹿児島市新栄町9-1	8:00～21:00	8:00～21:00	
鹿 児 島 県 庁 (共 同)	鹿児島市鴨池新町10-1	9:00～18:00	—	
タイヨー草牟田店 (共同)	鹿児島市草牟田2-19-5	8:00～21:00	8:00～21:00	♠
ホームマートニシムタ伊敷店 (共同)	鹿児島市伊敷台2-27-11	8:00～21:00	8:00～21:00	♠
タイヨー伊敷団地店	鹿児島市西伊敷3-2-2	9:30～21:00	9:30～21:00	♠
タイヨー吉野店 (共 同)	鹿児島市吉野町1731	10:00～19:00	10:00～19:00	
パ ー ル ラ ン ド 病 院	鹿児島市犬迫町2253	8:00～21:00	8:50～19:00	♠
コープかごしま田上店 (共同)	鹿児島市田上町3738	9:00～21:00	9:00～21:00	
エヌシティニシムタ谷山店 (共同)	鹿児島市卸本町5-35	8:00～21:00	8:00～21:00	
イオンモール鹿児島 (共同)	鹿児島市東開町7	9:00～21:00	9:00～21:00	♠
タイヨー坂之上店 (共同)	鹿児島市坂之上6-23-2	8:30～21:00	8:30～21:00	
コープかごしま指宿店 (共同)	指宿市十二町44	9:30～21:00	9:30～21:00	♠
グ ラ ー ド 伊 集 院 店 (共 同)	日置市伊集院町徳重3-11-1	8:30～21:00	8:30～21:00	♠
神 村 学 園	いちき串木野市別府4460	8:00～21:00	8:50～19:00	♠
だ い わ 串 木 野 店 (共 同)	いちき串木野市ひばりが丘5630	9:30～21:00	9:30～21:00	♠
薩摩川内市役所前出張所	薩摩川内市神田町5-5	8:00～21:00	8:50～19:00	♠
ブラッセだいわ川内店 (共同)	薩摩川内市矢倉町4213-1	10:00～20:00	10:00～20:00	♠
コープかごしま川内店	薩摩川内市中郷1-19-2	9:30～21:00	9:30～21:00	♠
だ い わ 中 郷 店 (共 同)	薩摩川内市原田町16-1	9:30～21:00	9:30～21:00	♠
タイヨー永利店 (共同)	薩摩川内市永利町712	9:30～21:00	9:30～21:00	♠
上 川 内 出 張 所	薩摩川内市御陵下町26-51	8:00～21:00	8:50～19:00	♠
卓 翔 会 記 念 病 院	薩摩川内市天辰町1512番地1	8:00～21:00	8:50～19:00	♠
市場バリュートーゴー本店	薩摩川内市東郷町斧淵88	9:00～19:30	9:00～19:30	♠
ブラッセだいわ宮之城店 (共同)	薩摩郡さつま町宮之城屋地1508	9:30～21:00	9:30～21:00	
ドラッグコスモス脇本店	阿久根市脇本7502-1	10:00～21:00	10:00～21:00	♠
サンキュー出水店 (共 同)	出水市黄金町313-1	9:00～21:00	9:00～21:00	♠
加 治 木 温 泉 病 院	始良市加治木町木田4714	8:00～19:00	8:50～19:00	♠
イオンタウン始良 (共同)	始良市西餅田264-1	9:00～21:00	9:00～21:00	
イオン隼人国分SC (共同)	霧島市隼人町見次1229	9:00～21:00	9:00～21:00	
A コ ー プ 隼 人 店 (※ 2)	霧島市隼人町内山田1丁目7番1号	8:45～20:00	9:00～19:00	♠
コープかごしま国分店	霧島市国分府中町1-53-1	9:00～21:00	9:00～21:00	♠
タイヨー国分新町店 (共同)	霧島市国分新町980	8:30～21:00	8:30～21:00	
フレスポ国分ジャングルパーク (共同)	霧島市国分広瀬2-4-1	9:00～21:00	9:00～21:00	
サンポートしばしアピア (共同)	志布志市志布志町志布志3-24-1	8:30～20:00	9:00～19:00	♠
鹿 屋 女 子 高 前 出 張 所	鹿屋市西原1-23-7	8:00～21:00	8:50～19:00	♠
池 田 病 院	鹿屋市下祓川町1830	8:00～21:00	8:50～19:00	♠
コープかごしま鹿屋店 (共同)	鹿屋市札元2-3785-1	9:30～21:00	9:30～21:00	

(※) 設置金融機関により営業時間は異なります。

(※2) 当庫キャッシュカードでのご入金及び当庫法人キャッシュカードのお取扱いはできません。
視覚障がい者対応／♠ハンドセット方式

令和8年7月末現在

営業地区と店舗配置

本・支店／55か店
代理店／1か店



当金庫は、奄美市及び大島郡を除く鹿児島県一円と宮崎県都城市を営業地区としております。



鹿児島相互信用金庫

本店営業部 〒892-0822 鹿児島市泉町2番3号
TEL.099-223-5111

本 部 〒890-0062 鹿児島市与次郎一丁目6番30号
TEL.099-259-5222

URL <https://www.shinkin.co.jp/kasosin/>